

平成 8 年定例第 4 回

# 新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 8 年 12 月 4 日

閉 会 平成 8 年 12 月 13 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成 8 年第 4 回  
新得町議会定例会（第 1 号）

平成 8 年 1 2 月 4 日（水曜日）午前 1 0 時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名	等
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
		諸般の報告（第 1 号）	
		町長行政報告	
3	議 案 第 5 2 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
4	議 案 第 5 3 号	職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について	
5	議 案 第 5 4 号	保育所条例の一部を改正する条例の制定について	
6	議 案 第 5 5 号	町営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定について	
7	議 案 第 5 6 号	権利放棄について	
8	議 案 第 5 7 号	財産の無償貸付について	
9	議 案 第 5 8 号	平成 8 年度新得町一般会計補正予算	
10	議 案 第 5 9 号	平成 8 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	
11	議 案 第 6 0 号	平成 8 年度新得町水道事業会計補正予算	
12	陳 情 第 4 号	サッカー場設置に関する陳情書の取下げについて	
13	意見案第 16 号	季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書	
14	陳 情 第 5 号	芝のサッカー場建設に関する陳情書	

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第 1 号）

町長行政報告

議 案 第 5 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 案 第 5 3 号 職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について

議 案 第 5 4 号 保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議 案 第 5 5 号 町営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定について

議 案 第 5 6 号 権利放棄について

議 案 第 5 7 号 財産の無償貸付について

議 案 第 5 8 号 平成 8 年度新得町一般会計補正予算

議 案 第 5 9 号 平成 8 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

議案第60号 平成8年度新得町水道事業会計補正予算  
 陳情第4号 サッカー場設置に関する陳情書の取下げについて  
 意見案第16号 季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書  
 陳情第5号 芝のサッカー場建設に関する陳情書

○出席議員(18人)

1番	吉川幸一君	2番	菊地康雄君
3番	松尾為男君	4番	小川弘志君
6番	広山麗子君	7番	石本洋君
8番	能登裕君	9番	川見久雄君
10番	福原信博君	11番	渡邊雅文君
13番	千葉正博君	14番	宗像一君
15番	竹浦隆君	16番	黒沢誠君
17番	森清君	18番	金沢静雄君
19番	高橋欽造君	20番	湯浅亮君

○欠席議員(1人)

5番 武田武孝君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄君
教育委員会委員長		高久教雄君
監査委員		吉岡正君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	高橋一郎君				
収	入	役	川久保功君			
総	務	課	長	佐藤隆明君		
企	画	調	整	課	長	鈴木政輝君
税	務	課	長	渡辺和雄君		
住	民	生	活	課	長	村中隆雄君
保	健	福	祉	課	長	高橋昭吾君
建	設	課	長	常松敏昭君		
農	林	課	長	小森俊雄君		

水道課長	西浦茂君
商工観光課長	清水輝男君
児童保育課長	長尾直昭君
屈足支所長	貴戸延之君
庶務係長	武田芳秋君
財政係長	阿部敏博君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	阿 部 靖 博 君
学 校 教 育 課 長	秋 山 秀 敏 君
社 会 教 育 課 長	高 橋 末 治 君

○職務のため出席した議会議務局職員

事 務 局 長	富 田 秋 彦 君
書 記	広 田 正 司 君

---

### 開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届出議員は、5番、武田武孝君、1名であります。  
これより、本日をもって招集されました平成8年定例第4回新得町議会を開会いたします。

（宣告 10時01分）

---

### 開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。  
議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手元に配布したとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、7番、石本 洋君、8番、能登 裕君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今期定例会の会期は、本日から12月13日までの10日間といたします。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日から12月13日までの10日間と決しました。

---

### 諸般の報告

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。  
別紙お手元に配布したとおりでありますので、ご了承願います。

---

### 行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 9月12日の定例第3回町議会以後の行政報告を申し上げます。  
9月14日には、第4回目の札幌新得会の総会並びに親睦会が開催をされております。

少し飛びまして3ページであります。9月25日には、佐幌基線防雪柵設置工事以下13件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

6ページにまいりまして。10月の2日には、厚生協会第2わかふじ寮の完成式が行われました。これは第1期工事の完成に伴うものであります。

10月の6日には、第23回の大雪まつりが晴天の下に盛会裏に開催されております。

10月7日には、町道佐幌15号線舗装補修工事以下3件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

9ページにまいりまして。10月の14日には、町民温水プール基本及び実施設計の委託の工事入札を行いまして落札をいたしております。なお、本入札につきましては、当初10月7日に入札を予定しておりましたが、10月1日に至りまして、道新新得支局を通じまして、帯広支社の報道部に入札談合の情報が寄せられている旨の連絡がありましたので、直ちに町の談合対応マニュアルによりまして対応することを決定し、翌日、全ての指名業者から個別面談によりまして、事情聴取をいたしました。結果として、談合の事実を確認することはできませんでした。入札談合は、競争入札の原則を根幹から覆す行為であり、許されざる行為であります。町といたしましては、入札を一時延期いたしまして、改めてこの日に実施したわけでありまして。指名業者を更に2社追加いたしまして、10社による入札の執行をいたしたところであります。

10月の15日には、町村会の府県の行政視察がありまして、熊本県ほかに私が出席をさせていただきました。併せまして、姉妹町の五ヶ瀬町にも表敬訪問をさせていただきました。

10月の20日には、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の投票が行われております。

10月の23日には、町内の企業訪問を実施いたしまして、それぞれの事業所の課題その他について状況の調査をさせていただいております。

同じ日、町道西4条通道路改良工事の入札を行いまして、落札をいたしております。

また、10月24日には、主要道道夕張新得線建設促進期成会の陳情を道の土木部、札幌土木現業所にいたしております。

10月の24日には、町の懸案事業、わかふじ寮の身体障害者授産施設の整備その他、当面いたす課題について各部に要請をいたしてきております。

10月の29日には、新得物産株式会社がそばの館の地鎮祭を行いまして、手打ちそばの体験施設を、今、建設中であります。平成9年6月1日にオープンの予定とお伺いいたしております。

同じ日、新得地区農村総合整備モデル事業3号農道道路舗装工事の入札を行いまして落札をいたしております。

10月の30日には、十勝町村会の助役会の道外の行政視察が行われております。

31日には、第1回目の北海道肉牛研究大会が本町で行われました。道内の試験研究機関の関係者約140名が参加をして行われております。

11月の3日には、新得町の功労賞の贈呈式を行いまして、記載の3名のかたがそれぞれ受賞いたしました。

11月の4日には、川崎の市民祭りということで、本町の物産の販売をいたしているわけですが、それにふるさと東京会の皆さんがたが何年もご協力をしていただいております。そのお礼を兼ねてこの祭りに参加をいたしました。併せて、東北の企業視察と

マルエス自工の社長さんにもお会いいたしまして、新得のモータースクールが新たに再出発をいたしましたので、そのお礼を兼ねて表敬訪問をいたしております。

14ページにまいりまして。11月の12日には、町内の関係機関によりまして、本年の冷湿害の対策会議を設けました。被害総額で4億3,300万余りと、併せて明年以後の営農対策に支障がでないように資金対策並びに救農事業についての打ち合わせを行っております、後ほどの補正予算の中でご提案をさせていただきたいと思っております。

また同じ日、北広牧場の落成式が行われました。これは、北新得、福山地区の酪農家4戸が共同いたしまして、400頭牛舎が完成をしまして、これから運営がなされていくことになりました。

13日には、平成9年度の職員の採用試験の面接を行いまして、上級職1名、初級職1名の採用内定をいたしたところであります。

11月15日には、夕張新得線の期成会といたしまして、今度は旭川土木現業所にも要請をいたしております。

17日には、第26回のまちづくり大会と併せまして、第1回目のふれあい健康まつりと、従前のまちづくり大会を少し衣を変えて実施をいたしたわけではありますが、おかげさんで大変大きな反響があつて、1,000名の参加をみております。

11月17日には、第7回目のふるさと新得会、いわゆる東京会ではありますが、開催をされております。

16ページにまいりまして、11月の24日には、帯広市の連続立体交差事業の高架が完成をいたしまして、その式典が行われております。

11月の27日から28日にかけて、全国町村長大会並びに全国の山村振興連盟、並びに過疎地域活性化連盟の総会に町長が出席をいたしました。

11月29日には、クラブメッド・サホ口の冬の村がいよいよオープンをいたしました。お聞きいたしますと開設以来最高の降雪に恵まれまして順調にスタートすることができたようであります。

12月の1日には、屈足地区の交通事故死ゼロの日が1,500日達成をされまして、その記念集会在開催をされております。

また、ちょっと記載されておられません。新得保育所が新しく完成をいたしまして、この間、引っ越しの準備をしていたわけではありますが、12月1日からいよいよ新園舎で保育業務を開始いたしております。

12月の2日には、今度は北海道草地研究発表会が本町で行われまして、道内の草地の研究機関の関係者約120名が参加をして開催をされたところであります。

以上であります。

[ 町長 齊藤敏雄君 降壇 ]

---

### 日程第3 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。



[ 総務課長 佐藤隆明君 登壇 ]

総務課長（佐藤隆明君） 議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明いたします。

2枚目の裏面をお開きください。提案理由ですが、公務員の給与について、国、道、それから管内町村も改定、及び改定見込であることから、本町もこれに準じて条例を改正しようとするものであります。改正内容でございますが、給料表でございますけれども全級号俸を改正するものであります。給料表の平均改定率は1.02%、3,094円の引き上げでございます。ちなみに、国では0.95%、3,336円となっております。初任給の改定でございますが、高校卒では13万9,300円に引き上げるものでございます。短大卒で14万8,900円、大学卒で17万1,000円にするものであります。2番目の扶養手当でございますが、満16歳から22歳までの子どものいる場合の加算額を月額3,000円にするものであります。3番目の宿直手当につきましては、200円を引き上げまして3,600円にするものでございます。勤務時間が5時間以下の場合は、いわゆる半日直でございますけど、100円引き上げまして1,800円とするものであります。4番目の適用月日ですけど、適用月日は平成8年4月1日といたしますが、ただし、宿日直の改正については平成9年の1月1日からとするものであります。

次のページ以下にですね、給料表の新旧比較表を付けておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上よろしくご審議、お願いいたします。

[ 総務課長 佐藤隆明君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） 1、2点、お伺いいたします。

給料表の平均改定率は1.02%であるということだが、これベースアップ分でございます。定昇分と合わせるとどの程度になりましょうか。

それから、長引く不況というような関係で、だいたい民間においては2%台のはずなんでございますが、それとの比較においていったいどういうことになっているか。以上、お願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 先ほどは、人事院勧告に基づきますベースアップ分について申し上げましたが、定昇につきましては2.28%、平均しますと7,038円でございますので、合わせますと3.3%程度、10,132円程度になろうかと思っております。これに伴いまして民間との関わりでございますが、ご承知のように人事院はこの給与勧告をするに当たりまして、まず民間との格差というか、均衡を図ることを目的に行っておりますので、民間の事業所等を調査した上でですね、これだけの差額があるからということで、今回、人事院勧告になったわけでございますが、ご承知のように春闘等でもですね、これらを含めても、何て言いますか、引き上げが今年の場合ありました。今までにないくらいの最近最低の中でも春闘でも上回っております。そういう趣旨も含めてですね、人事院勧告をしておりますので、この両方合わせた10,132円になりますけど、これについてはですね、結局、民間の平均給与とのバランスを取った上での勧告でございますので、その面からいきますと10,132円の引き上げについては民間との

格差を図った上での平均給与となるということでの人勤の報告になっております。したがって、10,132円の昇給につきましては、現在、国がですね、ラスパイレスの中で、国を100とした場合に、本町は昨年4月1日の調査の中ではちょうど100でございます、ラスパイレスで。管内でもラスパイレスの低い方から6番目か、7番目くらいになっておりますし、まだ、平成8年4月1日の分については公表はされておりませんが、本町においては99.9%と、100を割っておりますので、そういう意味からいきまして国との中でのですね、平均を保った給与になっております。そして国は民間とのですね、均衡を図っておりますので、その点では民間との関わりも十分に正されているものと思っております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） これ準職員に対しての取り扱いはどうなっているのか、ご説明をお願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 準職員の引き上げにつきましては、人事院勧告に基づいて給与を、職員を上げておりますので、それに並行いたしまして引き上げを行っております。引き上げ額が1.32%の引き上げを行っております。定昇が1.96%ですので、合わせて3.2%程度の引き上げになっております。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） この議案について基本的にですね、同意をするわけなんですけれども。ただですね、先ほどの総務課長の答弁の中で、官民格差を考慮してといったようなお話しがこうあるわけですね。ただ、そういう形で官民格差というようにお話しが出てきますと、また、ぐっところ肩をいからしくなってくるわけなんです。新得町内の官民格差といったものを、どのように調査をされてご発言されているのかと。いわゆる公務員給与勧告は、政府が大企業を中心に調査をして、そして、それとの格差を把握して出しているという傾向があるわけで。東京、大阪方面と札幌、中核都市、あるいは新得のような零細都市、そういったものと一緒に処理をしているといった面にその問題点があるわけなんです。ただ、私はですね、こういった給与制度というものは非常にいろいろな絡みからこう出されているものなので、あえて否定するものではありませんけれども。ただ、我々が一般の人と接触しておりますとですね、町内の人と接触しますと、僅か、60歳になって僅か3万か4万ぐらいの年金をもらって、65歳になると国民年金が加算されるからといったようなことで必死に頑張っているような人も見かけるわけですね。そういう人達と、更にまた一般の最低賃金だとか、そういったものと比較していきますとですね、非常に恵まれた給与制度にあるとこういうふうに考えるわけなんです。ただ、職務の性質において、それなりの勉強もしていただかなければならんし、それなりのまた対応もしていただかなければならんという面もありますので、それはそれとしてですね、少なくとも新得町政を執行していく形の中で、底辺にそういう人たちがいるということを考え、そういう人たちの生活を少しずつレベルアップするためにはどうしたらいいかといったことに十分ご配慮いただきながら、仕事を進めていただきたいなと、こういうふうに心からお願いを申し上げます。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 一昨年、金沢議員さんからの質問で、そういう事業所、地元の実業所等についてですね、調査が必要だということで質問を受けております。した

がいましてですね、調査をですね、させていただいております。しかしですね、その調査の結果ですね、調査をしました、その調査のですね、何て言うか、手法と言うか、出てきたデータの分析がですね、非常に難しくてですね、極端な話しを言いますとですね、今、国が行ってる生計調査、家計調査等と同じような形のですね、ようにですね、分析するということはですね、なかなかちょっと至難な状態にあります。それは事業所の大小の問題、年齢層の問題、いろいろありましてですね、それがなかなか同じような形の調査になりません。ただしですね、結果的にはですね、決して給与等についてはですね、地元の各事業所よりはですね、決して安い状況にはない。逆に高い状態にあることは確かであります。したがいまして、具体的なですね、そういう何て言いますか、民間との関係についてはですね、人勤が幅広く50万人からの人を対象にですね、あらゆる事業所の中でですね、大きい事業所、小さい事業所も含めてですね、全国的に調査をした結果のデータをですね、結果的には都道府県においても、各市町村においても使っておりますので、それを最終的には参考にさせていただいているんですが。地元の調査は行っておりますけれども、それがですね、実際の給与分析までいかないという分についてご理解をしていただきましてですね、高いことには間違いありませんから、そういう趣旨を踏まえてですね、やはり職員としてのですね、自覚を十分持ってですね、町民に対するサービスとか、信頼とか、それらに答えられるようなですね、仕事をやった上でですね、その給与を上げていただいた分についてですね、誠意をもって応えていく行政をやっていかなければならないんじゃないかと思っております。

議長（湯浅 亮君） 3番、松尾為男君。

3番（松尾為男君） ええとですね、差し支えなかったらちょっと教えていただきたいんですが。引き上げ率がですね、各級ともしだれ柳方式取っているんですが。この考え方と言いますか、組合との相互で話し合っているんでしょうけれども。僕たちがですね、当事、国鉄の現職にいた頃ですね、各箇所ともしだれ柳方式取ってまして、大変ちょうどあのですね、業務も沢山抱えこむ、それから更に仕事の幅が広がってくる時にですね、上昇率が下がってくるというようなことで、いろいろ問題になったことがありました。ここで見ますとやっぱり同じようなしだれ柳方式取っていますけれども、先ほど言うようにですね、職務の責任の重要さとそれから量と質についてですね、だんだん重くなっていく時にですね、下がっていくということについてですね、どんなお考えを持っていますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 今回のですね、この裏面にですね、給料表付いておりますけれども、まず一つには民間と比べてですね、相対的に低水準と言われております中堅層職員の改善をですね、重点に、今回、行ってあります。したがいまして、具体的に申しますと各級ともですね、30歳のですね、非常に多いところの職員の在職する号俸をですね、改定率1.5%に引き上げておりますし、その次にですね、多い分については40歳を1.1%としてですね、それ以上の分について、50歳を超える分については抑制気味という形の改善を図っております。これはですね、やはり人勤の考え方におきましてもですね、やはり民間がそのような形を取っているという分に準拠しております。したがいまして、そういう民間との関わりの中で給料表も作られておりますし、後、その分野の中ではですね、だんだん給与の引き上げ額をある程度、年齢になってくると引き上げ額は下がってきますが、これは現在のですね、制度のやり方であって、やむを

得ないのでなかと思っております。

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第53号 職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、議案第53号、職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

〔総務課長 佐藤隆明君 登壇〕

総務課長（佐藤隆明君） 議案第53号、職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について提案理由をご説明いたします。

2枚目をお開きください。提案理由でございますけど、寒冷地手当のうち加算額、燃料加給分を実情に合わせて改正しようとするものであります。なお、管内の状況について情報を収集しましたところ、同様に改正を予定しているところであります。内容としましては、平成8年度に限りまして世帯主で扶養親族等のある職員は6万6,500円を特例条例による支給額として13万707円に、同じく扶養親族等のない職員は4万4,300円を9万3,431円に、その他の職員は2万2,200円を5万6,156円に改めるものであります。なお、この条例による支給の算出根拠ですが、12月1日現在の実勢単価、リッター当たり47円を乗じた額であります。条例本文は、省略させていただきます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し平成8年8月31日から適用するものであります。手当の内払い及び廃止をそれぞれ規定しております。よろしくご審議お願いいたします。

〔総務課長 佐藤隆明君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） この提案理由の中で、実情に合わせて改正しようとするものであると。恐らくやこの実情というのは、説明のあったリッター47円を指しているんだろうと思うんですが。これ割り返しますとだいたい2,800リッターになるわけです。ドラム缶で14本ということなんですが。我々の民間の常識から言うと、なんぼたいてもこんなにはたかんはずなんで、だいたいたいてますと言われればそれっきりですけれどもね。実際の燃料の年間消費量ということになると、かなりたいても2,000リッター前後だろうと思うんですよ。そうすると実情に合わせたということになると、そんなにたかんければ減らすということも実情に合わすことになる

んだが。その辺はどういうふうに解釈されていますか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 今回のリッター数は2,700リッターで計算をしておりますが。これは過去においてですね、2,800リッターを出した時期が平成3年以前にあります。平成3年以後ですね、今日には2,700リッターになっておりますが、その時点でですね、調査をした結果ですね、若干ですね、量が多いんでなかろうかということでの調査の結果、100リッターですね、下げております。現状の中では陸別町がですね、ほかの管内よりも100リッター程度高いんでないかという具合に聞いておりますが。後は管内的に同じでございますけれども。ご承知のように春先は花見の頃まで、それから9月のお祭り過ぎたらたくということ、ほとんどたかないのが3か月かそこら程度で、後はほとんど燃料を必要としております。そんなことですね、2,700にした時点ではですね、町内的にですね、職員の実態を調査した上で100リッター下げたわけなんです。現状の中ではですね、いろいろと住宅が完備されたとはいえですね、ヒーティングとかですね、床暖とか、広い範囲で各室暖房を行っておりますので、そういう意味からいきましてもですね、それから長期間にわたって暖房を使用しているという趣旨からいってですね、必要な量だという具合に判断をして、2,700リッターに決めております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第54号 保育所条例の一部を改正する条例の 制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、議案第54号、保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。児童保育課長、長尾直昭君。

〔児童保育課長 長尾直昭君 登壇〕

児童保育課長（長尾直昭君） 議案第54号、保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

1枚目の裏をご覧くださいと思います。提案理由といたしまして、新得保育所の園舎改築に伴いまして、仮園舎から位置を変更しようとするものでございます。前に戻りまして、条例の内容でございますが、第2条表中、新得町元町98番地を新得町西1条南3丁目に改めるものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施

行するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[ 児童保育課長 長尾直昭君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第55号 町営住宅管理条例の全部を改正する 条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第6、議案第55号、町営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。建設課長、常松敏昭君。

[ 建設課長 常松敏昭君 登壇 ]

建設課長（常松敏昭君） 議案第55号、町営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

最後のページをお開きいただきたいと思います。提案理由を申し上げます。平成8年5月31日、公営住宅法の改正が行われました。公営住宅法は昭和26年に、戦後の住宅難を解消するためにできた法律でございます。今回は45年ぶりの改正となっております。町営住宅管理条例の全部を改正いたしまして、併せて特別福祉住宅設置条例と単身者住宅条例を廃止し、本条例に整理統合するものでございます。主な改正内容といたしまして、住宅区分の1種、2種が廃止となりました。次に、入居資格は1種、2種ごとの基準内でしたが、一般階層と裁量階層に分かれまして、高齢者、身障者に区分されました。家賃決定は、現行は入居する住宅ごとに決定しておりましたが、これを法定限度額方式と言っておりますが、改正では入居者の収入変動等に対応する応能応益方式となります。建て替えによる家賃の減額でございますが、現行は3年間の傾斜家賃でございましたが、改正では5年の傾斜家賃となります。新しい制度といたしまして、民間住宅の借り上げや買い取り、社会福祉法人が住宅として使うことができることになりました。また、公営住宅を中堅所得者向けの特定優良賃貸住宅として活用することもできるようになります。法改正によりまして、家賃が増加する従来の入居者は平成10年から平成12年度の3年間の一定の負担調整を行います。適用期日は、8年度建設中の住宅につきましては平成9年2月から、既存住宅につきましては平成10年4月1日からとなります。

表の1枚目に戻っていただきたいと思います。次に、町営住宅管理条例についてご説

明申し上げます。町営住宅管理条例の全部を改正するものでございます。目次でございますが、第1章では総則、第1条から第3条、第2章では町営住宅の管理、第4条から第40条、第3章では法第45条第1項に基づく社会福祉事業への活用、第41条から第47条となっております。第4章では補則といたしまして、第48条から54条までと、附則となっております。

次のページでございます。第1章、総則でございますが、第1条では条例の趣旨でございます。第2条では、用語の定義を記載しております。町営住宅、公営住宅、特公賃住宅、共同施設等を定義いたしました。第3条では、住宅の設置でございます。第2章、町営住宅の管理についてでございます。第4条では、入居者の公募の方法。第5条では、公募の例外を規定しております。第6条では、入居者の資格でございます。新しくここでは、老人、身体障害者入居についての資格が入っております。第7条では、入居者の資格の特例でございます。第8条、入居者の申し込み及び決定でございます。第9条、入居者の選考基準でございます。第10条、入居者の補欠の決定でございます。第11条は、住宅入居の手続きでございます。第12条は、同居の承認でございます。第13条は、入居の承継でございます。第14条は、家賃の決定でございます。今回の改正によりまして、町営住宅の家賃は当該入居者の収入及び住宅から便益を受けることに応じまして、毎年度決定することになりました。第15条は、収入の申告等となっております。第16条は、家賃の減免又は徴収猶予の条件となっております。第17条は、家賃の納付の方法でございます。18条は、入居時の敷金についてでございます。第19条は、修繕費の負担についてでございます。第20条は、入居者費用負担義務についてでございます。第21条は、入居者の保管義務についてでございます。第22条は、迷惑行為の禁止でございます。第23条は、届け出義務でございます。第24条は、転貸し、権利譲渡の禁止でございます。25条は、目的外使用の禁止でございます。26条は、模様替え等の禁止でございます。第27条は、収入超過者に関する認定、収入超過者が入居している場合の収入超過者の認定と高額所得者の認定方法でございます。第28条は、明け渡し努力義務でございます。第29条は、収入超過者に対する家賃の決定でございます。第30条は、高額所得者に対する明け渡し請求でございます。第31条は、高額所得者に対する家賃の決定でございます。第32条は、住宅のあっせん等でございます。第33条は、入居期間の通算方法でございます。第34条は、収入状況の報告請求でございます。第35条は、建て替えによる明け渡し請求でございます。36条は、建て替え事業により新たに整備される町営住宅への入居でございます。第37条は、町営住宅の建て替え事業による家賃の特例でございます。第38条は、町営住宅の用途の廃止による他町営住宅への入居の際の家賃の特例でございます。第39条は、住宅の検査でございます。第40条は、住宅の明け渡し請求でございます。第3章、法第45条第1項に基づく社会福祉事業への活用でございます。41条で使用許可、第42条では使用手続き、第44条では社会福祉法人による町営住宅の使用に当たっての条例の準用でございます。第45条は、使用状況の報告の請求でございます。第46条は、申請内容の変更報告でございます。第47条は、使用許可の取り消しでございます。第4章、補則でございます。第48条は、法第45条第2項に基づく使用許可及び管理でございます。第49条は、町営住宅監理員及び町営住宅管理人についてでございます。第50条は、立入り検査でございます。51条は、管理委託でございます。52条は、敷地の目的外使用でございます。第53条は、罰則でございます。第54条は、施行規則の

制定でございます。附則といたしまして、第1項、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。第2項、経過措置を整理しております。新条例に移行するまでの旧条例の取り扱いを整理してございます。第3項は、9年度に対応するための条項でございます。第4項は、平成10年4月1日において旧条例の家賃と新条例の家賃の取り扱い方法でございます。第5項は、旧条例の請求手続きの行為でございます。第6項は、公営住宅法附則5項の字句の読み替えでございます。第7項は、単身者入居の取り扱いでございます。8項では、特別福祉住宅設置条例、単身者住宅条例の廃止でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

[ 建設課長 常松敏昭君 降壇 ]

議長(湯浅 亮君) これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。18番、金沢静雄君。

18番(金沢静雄君) 一つだけお伺いしたいんですが。この最初の方にですね、総則の下の方に住宅等の設置と、その第3条に町長は住宅困窮者に住宅を提供するため町営住宅及び共同施設を設置すると、こううたってあるわけですよ。これまあ、こんな長くて中身とても詳しく分かりませんけれども。これはだいたいこうやってざっと見ると、昭和39年に当初、設けたと、だいたい昭和39年というと終戦後の混乱からやっと立ち上がるか立ち上がらんかという状況で、確かにその頃はいわゆる住宅困窮者というのが普通だったと思うんですよ。だか、そこで今日、現在、こういう条文の語句というのは、私、詳しく分かりませんが、何か制約あるんかどうかわかりませんが、今日、現在、仮に、今、公営住宅に入ってるかたがた、そのかたがたをね、この3条からいくというと、全部、住宅困窮者と、こうなるわけ。住宅困窮者だよと、今、入ってる人は、そう解釈されるわけですよ。もう時代も変わりましたね、ここへ住宅困窮者というその文句を入れることがどうなのかなあと思うわけですよ。さっき、控室でちなみに字引を引っ張ってみたらね、困窮者というのは困って苦しむということが困窮だという意味と同時にね、この困窮者、この困窮というやつにはね、貧乏で苦しむことということも字引の中に入っているわけですよ、この困窮というやつは。同じく、困る苦しむということには、まだほかにもあってね、ほかの単語もあるわけですよ。けれども、困窮者ということになるとね、当然、困る苦しむと同時にね、貧乏で苦しむということも合わせて、さっきあそこで辞苑のでっかいやつには書いてあるわけですよ。そうすると、今の公営住宅使用者がですね、これに該当するのかなのか。この条文からいったら、今、入っている人は全部、住宅困窮者だ、困って苦しむと同時に貧乏な人も入ってますよと、こういうふうに言葉の解釈からいってしまえば、だから今回、ここで改正するのであれば、この住宅困窮者というやつをもうちょっと今の時代にふさわしいような言葉に変えた方がいいんじゃないかなあと思うんですが、いかがですか。

議長(湯浅 亮君) 建設課長、常松敏昭君。

建設課長(常松敏昭君) お答えいたします。

この条文の住宅困窮者となっていてございますので、生活が困っているというようには解釈しておりませんので、住宅に困っているかたということで理解しております。

議長(湯浅 亮君) 18番、金沢静雄君。

18番(金沢静雄君) それはそうなんですけれども。日本語にはいろいろあります



からね、これ昭和39年、当初制定した時は確かにそうだったかしらんけど。今日、現在、困っているんだけどもしらんけどもね。困窮ということになると貧乏なことも入っているわけですよ。そういうちゃんと辞苑には書いてあるわけですよ。だから、もう今のこの平成の世の中になってね、せつかく根本的にこの条例変えるわけですから、もうちょっと今の時代にふさわしい言葉に変えるべきでないのかなと思うんですけど、いかがですか。もう変えられないかもしれませんね。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。

字句のことですけれども。公営住宅法そのものがそういう用語の使い方してございますので、ちょっと私ども、その条例にそった形で準用したようなこともございまして、その部分まで詰めて考えたということまでいってませんので、法を遵守したということでございます。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） ちょっとお伺いしたいんですが。

実は提案理由の中で、新しい制度として民間住宅の借上げや買い取りということがうたっているわけですね。それで、本文の中を見ますと、関連する条文は第3条の住宅等の設置というところかなとこう思いましたが、そういうことは載っておりません。そこで、公営住宅法の中に規定されているのかなというような感じもするわけなんです。この辺の仕組みをちょっと詳しくお知らせいただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） 民間住宅の借上げということでございますけれども。こういう町ではあまり考えられないのかなと考えておりますけれども。都心部になりますとどうしても住宅が不足するということで、その分で法的に準じるような施設であれば買い取り、もしくは借上げして住宅困窮者に提供するというようなシステムになってございます。あくまでも建設大臣の許可をもらったものという施設ということでございます。

議長（湯浅 亮君） 19番、高橋欽造君

19番（高橋欽造君） 住宅入居の手続きの中で、連帯保証人というのが必要とされているわけでございますけれども。中身を見ますというと、敷金2か月分、それから滞納3か月をした時には退去命令と言いましょうか、出ていただくというような、明け渡しをうたっているわけでございますけれども。私、ちょっとお聞きしたいことはですね、この連帯保証人、単純に言いますと、三月滞納しても敷金が2か月分あるわけですから、1か月分、仮に未納となった場合にはこれ連帯保証人から取るというような形になるのかなと思うんですが。現状として、本当にそのぐらいで長期滞納者、そういうのが出てこないのかどうか、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。

連帯保証人につきましては、平成元年から規則を改正いたしまして連帯保証人ということになっております。現状といたしましては、だいたい年2回ほど、滞納状況を調査いたしまして、その都度、本人に連絡いたしまして、その後、本人と話しいたしまして、どうしても払うことができないということになれば連帯保証人に通知しますよという了解の下に連帯保証人に通知してございます。その結果、昨年ですと11件通知いたしま

して7件から返事をいただいて、分納等の方法で話を進めております。

議長（湯浅 亮君） 19番、高橋欽造君

19番（高橋欽造君） そこでね、その1年に2回ぐらいという調査をした結果11人ぐらいいるというような話なんですけど。それじゃあ、1年は12か月ですから、そうすると3か月以上延びていっている場合も考えられるわけですね。そういった場合に、そのかたがでない、連帯保証人になっている人は何か月滞納になっているか知らないというようなことで、結局は連帯保証人の人の責任になっていくのではないのかなと。そういったことから言うのですね、この中には連帯保証人に何か月間滞納したら通知をするというような文が入っていてもいいのではないのかなというような気もするんですがね。その辺どうでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。

今、3か月以上滞納した場合には退去ということも条例でうたっておりますが。今後は、やっぱり3か月ごとに調査いたしまして、その都度、督促、話し合いをするというようなことで進めてまいりたいと思います。ただ現状で、その作業がですね、かなりスムーズにいかないような気がしております。ということは、今、全て手でやっておりますので、パソコンなり、そういうもの入ればすぐシュミレーションできるというようなことになるかと思っておりますので、そろそろ入るということでございますので、その辺もスムーズにいくかと考えております。

議長（湯浅 亮君） 19番、高橋欽造君

19番（高橋欽造君） そこでね、シュミレーションも可能になってくる、それは先ほども課長が言うように連帯保証人のかたにも通知しますよという何かこう、当然、僕は通知しなきゃいけないことでないのかなと。何も脅しではないんでないのかなと思うんです。それが連帯保証人になる人の責任でもあるから。法的に言ったってですね、やはりそういう点は、スムーズに連帯保証人の人にも通知をしなければ、連帯保証人の人、町長が認めた人ということだから、それなりの人だとは思うんだけど、10か月もね、そんなに延びたら、それやっぱり大変だと思うんで、そういう点をですね、やはり担当者としてきちっと明文化しておく必要があるんじゃないのかなというような気するんです。それで、今、お話しありましたように、来年はですね、電算化されるということだから、そういう点ではスムーズに出てくると思うんだけど、そういったことでですね、トラブルの起きないように、また滞納してですね、したものというのは何か月もルーズにやっているのと支払うのに大変なんです。だからそういったね、点をね、きちっとやはり入居する人には認識してもらわなきゃいけないということも併せて、ひとつ課長、よく検討してみてくださいよ。

議長（湯浅 亮君） 3番、松尾為男君。

3番（松尾為男君） 1、2点、お伺いしたいと思います。

今回ですね、原則階層と裁量階層とに分けてということで区分されました。現在、入っていますですね、所帯のかたたちですね、原則階層がどのくらいありまして、それから裁量階層がですね、どの程度というか、割合ですね、あるのか。恐らくは裁量階層の方のかたたちは家賃は下がると思いますが、全体的に言えば、新しい条例でいくと家賃が下がるかたたち、所帯ですね、の割合、それから上がる方の割合についてですね、お伺いしたいと思います。

それからですね、このあいだ、お知らせ広報で出ましたから、そのかたが関心もって聞かれるんですけども。やっぱり家賃なんです。この条例ではですね、第2章の4条の2項では公募に当たっては家賃を含めてですね、必要な事項を周知するという事になっていきますけれども。この周知の仕方ですね、どういう具合にするのか。前みたいですね、規則とか何とか作りましてね、それで公にするのか。今朝、いただいた参考資料では、いわゆる国で言うところの8段階に分けてということで、収入が分けられておりますけれども。利便性について、やはり町独自にね、ここが裁量が発揮するところだと思っておりますけれども。これは別に算定方法検討するという事になっていきますので、それも含めてですね、家賃決定されていくだろうと思っておりますけれども。この周知の仕方についてですね、どういう方法でやっていくのか、お伺いしたいと思います。

また更にですね、いろいろ心配な面もあるんですけども。例えば同種で近隣同士でですね、入居している場合、収入によって家賃が決定されていくということで、家賃がですね、家賃から割り返すとお互いの収入が分かるというような結果が出るんでないかなど。結局、プライバシーに関わる問題も出てくるんでないかなどというような気がするんですよ。ここで34条では、その収入についてはその秘密を守るということになっておりますけれども。そういったところのですね、実際問題、はしった時にですね、そういう懸念がないかどうか。それも含めてお伺いします。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。

裁量階層と原則階層の関係でございますけれども。原則階層につきましては、現在、入居しておりますけれども、81%ぐらいが原則階層に入居してございます。それから裁量階層と言いますと、これは身障者であるとか、それから老人であるとかということでございますので、その場合は収入基準を上げてございますので、その部分が裁量階層ということになっております。原則階層は、収入基準で20万円まで、それから裁量階層は26万8,000円だったと思っておりますけれども、そこまで入れるということでございます。

それから、周知の仕方でございますけれども。お知らせ広報、1回目のお知らせ広報につきましては、法が改正になりますよということでお知らせしてございますけれども。2回目予定してございます部分につきましては、例を挙げて、何例かを挙げてそれぞれその例に基づいてほしい自分の入居していることあわせたい見てもらうというようなことで考えてございますけれども。その収入の基準の取り方がですね、収入部位という部分でかかわってきますので、一概に私なんぼだからこれだというようなことにはなりませんので、その部分についてはですね、お知らせでお知らせいたしますけれども、その後、各団地ごとにですね、説明会を開かないと理解してもらえないのでないかと考えてございますので、そういうふうに進めてまいりたいと考えております。

それから、秘密、家賃によって秘密が守られる、それぞれ家賃が変わってきますので、秘密保持にはならないんでないかということでございますけれども。そういういろんな諸条件が加味されてきますので、考えられないこともないんですけども、それほど心配はしていないというふう考えております。

（「一つ残っている。残っている」と言う者あり）

議長（湯浅 亮君） 答弁漏れあるの。

（「利便性についての。利便性、決めてますか。」）

後で決めるとか言ってたけど」と言う者あり)

建設課長(常松敏昭君) すみません。1点答弁漏れがございましたので説明させていただきます。

利便性の関係でございますけれども、これにつきましては、各自治体と言いますか、町村ごとに1から0.7の範囲で設定しなさいという解説でございましたので、新得町におきましては、まず、団地の位置の利便を考えました。その割合が35%、それから各住戸の設備の利便性を65%というウェイトに置き換えまして、計算いたしております。その内容につきましては、

(「検討するとなっているんですけれども、  
終わっているんですかと」と言う者あり)

建設課長(常松敏昭君) 終わってございます。

議長(湯浅 亮君) ほかに。8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 新しい方法で、社会福祉事業への活用ということが再三うたわれているんですが。それ例えば、これ法律作る時にですね、こういうものに活用されるだろうという想定の下でこういうものになったと思うんですが。ただ、どういうものに活用できるのか、今、考えておられることを説明をお願いします。

それとですね、これ家賃なんですけど、毎年、給与所得によって変わっていくということなんですけど、これははっきりした所得給与が決まるのはですね、5月ぐらいになるんじゃないんですか、はっきりしたものの。それだとですね、家賃払い4月から家賃が変わることになると思うんですが。その差額をですね、どういうふう処理をして公営住宅に入っているかたに伝えるのか。これ大幅に上がったか、この先が分からない家賃というのは住んでるかたやっぱり不安だと思うんですよね。それをどう対処されていくのか。

それとですね、ちょっと小さいんですが、15日空けると届け出を必要とするとなっているんですが。現実に15日程度で届けてはならないのかなと。例えば、独り暮らしのかたがですね、体おかしくなってショートスティなんかやられてますが、原則的に1週間いますけど、2週間、3週間ミドルスティをやりますと、15日、2週間はすぐなんですよね。そういうかたが、体悪いかたがですね、届けられるかどうか。それと、独り暮らしのかたが子どもさんの所にちょっと遊びに行くと、2週間ぐらいはふつと行くと思うんですよ。そういうことに関してもですね、この15日というのは、これはもうちょっと条例としてはですね、あまりにも適合しないのではないのかなと。どうなんでしょうか。

---

議長(湯浅 亮君) 答弁は休憩後とさせていただきます。11時20分までとさせていただきます。

(宣言 11時10分)

議長(湯浅 亮君) 休憩を解き再開いたします。

(宣言 11時22分)

---

議長(湯浅 亮君) 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。

1点目の福祉事業の活用についてでございますけれども、これにつきましては、公営住宅が空き家がでてきたとか、余裕がでてきた場合において、社会福祉法人に使用してもらおうというようなことになってございまして。この方法としましては、恐らくは一棟全部を法人に使用してもらおうというようなことを考えてございます。

それから家賃の決定に伴います予定でございますけれども、これにつきましては、だいたい前年の10月現在の収入を申告していただきまして、その後、作業により次の年の4月1日の家賃決定ということになりますので、入居者に対してはそれほどおかしな数字が出てくるようなことにはならないかと考えております。

それから、15日間空き家にした場合の届け出でございますけれども、これ法律で15日間ということになってございますけれども、現実に空き家になって、不在な場合ですと、連絡くるかたもございまして、また、隣から空いてますよと、どうなってますかという問い合わせもございまして、出来る限り説明会の中で空ける場合は連絡くださいというようなことでございます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 高齢者住宅を、例えば一棟、社会福祉法人に、空いた場合に貸すことが出来るよと、こういうことなんですがね。もっと広く解釈すればですね、例えば、初めからですね、社会福祉法人に貸すつもりで建てることも可能なんですね、この法律から言えばですね。これ例えば、例を出します、グループホーム的な要素を持ったですね、これは公営住宅だよということでは建てるんですよ、この法律からいけばですね。今、1戸1戸分かれてますけれども、大きなスペースにですね、各部屋を8人なり10人なりをプライベートの部屋を設けてですね、広間があってみんなが過ごせる、これだって今度は公営住宅として可能になるんじゃないのかなと、この法律ではね。建てさえしてしまえばね。だから、今後の福祉政策にもかかわってくると思うんですが。そういうのは可能なかどうか。

それとですね、10月までの給与ですか、所得ですか、収入、そういうものの平均だと思うんですが。これ可能、住民はですね、2回申告するという形になりますよね。例えば、完全に源泉されているかたはいいですけど、この1回だけで済むんですけども、自己で収入申告しているかたはですね、2月なり、2月に1回、10月に1回と、2回を所得を申告をするという状況になるんですが。これ非常に迷惑というわけでもないんですけども、大変な作業と言いますかね、住民に強いるわけですが。何か緩和とか、何かいい方法というのは考えられないんですかね、これ。自主申告しかないんだろうと思いますけれども。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。

公営住宅の活用でございますけれども、法の最終的な意図としましては、今、お話しあったようなグループホームみたいな形のことを想定したということになってございまして、恐らくそういう形で空き家等でてこえば利用できるというふうを考えております。

それから申告の関係でございますけれども。来年度、9年度から申し上げますと、9年の10月現在の収入を認定していただきまして、11月に申告期限としまして、12月に家賃の確定、本人通知いたしまして、その間で何か変動があれば申し出てくださ

よというようなことになりますけれども。そういうことによりまして4月1日の新家賃決定ということに予定は組んでございますんで、サラリーマンのかたですとこういうこともスムーズに行くかと思えますけれども、自営業のかたはちょっとそこまで日程的にこういう形でいかないと家賃決定が出来ませんので、それに協力していただきたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） グループホーム的なものをですね、想定しているという答弁ですが。今、空いた場合にそういうものに利用してもらうという。今の建て方はですね、グループホームには絶対むかないわけですね。だから私が言ったのは新しく建てた場合に、そういうものに利用、初めからそういうものに利用するんだという頭の考えの下で、そういうものを作った場合に適応になるのかどうか、ね。空いたものをするならそれはいいですけれども。新しく建てた場合に適応になるのかどうかと、そういうことなんです。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） 公営住宅法でいきますと、そのグループホームの形成する一部を公営住宅から社会福祉法人に使っていただくと、その周囲の空き地についてはそういう形で町長が認めた場合において、ほかの利用が可能ですよということになっておりますんで、ご理解いただきたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 45年ぶりの改定ということで、詳しく読めば根本的にどの辺が変わったか分かるんでしょうけれども、基本的なことを二つ三つ聞きたいと思えます。

まず、入居に際しては、今までどおりに入居者の選考委員会を設けてやることになるはずだと思うんですけれども。この選考委員会そのものの性格が変わるかどうか。

それから次に、単身者住宅の条例を廃止して、これに一本化されるわけなんですけれども。例えば、独り暮らしのお年寄りがそこに入りたいなんて言った時に、それを入れることが出来る可能性があるのかどうなのか。その単身者住宅の入居者に対する枠が広まるのかどうなのか。

それから次にですけれども。新得の本町の場合には1戸建ての住宅は、今後、建設の予定がないわけなんですけれども。例えば、先ほどは都会が対象になるようなお話しでしたけれども。新得のような所で1戸建ての民間住宅の買い上げの可能性が、今後、出てこないかどうか。それにつきましては、同じ新しい制度の中で住宅を中堅所得者向けの特定優良賃貸住宅としてということがありますので、これの絡みで答弁お願いしたいと思います。

それから、今までも問題になっていることなんですけれども。例えば、離婚などされて二人で住まわれていたのが一人残ったとか、そういうふうに入る時には家族が多くて、だんだん家族が減っていったりした時に、その対応はこの新しく改定された法律の中でどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答え申し上げます。

入居者の選考委員会は、従来どおりでございます。性格的には変わってございません。

それから、単身者の条例の一本化に関わりまして、間口が広まるかということでございますけれども。これにつきましては、従来の単身者用の定義で変わってございませ

ん。

それから1戸建ての住宅の借り上げの関係でございますけれども、まず、借り上げの場合において、建設省のそれぞれ面積とか、それから構造、それから内部の設備の状況等、基準に合わないとちょっと借り上げも、クリアしなければですね、借り上げの資格に当たらないんでないかということでございますんで、その辺はまだ、今後、細かいところまで取り扱い要綱等まだ来ておりませんので、その辺また詰めていかなければならんことかなと考えております。

それから優良特定住宅の関係でございますけれども、これにつきましては、一般入居からの基準からそれ以上の収入のあるかたを、特定優良賃貸住宅というふうに料金、家賃の計算方法が変わりまして、ある一定の基準までのかたがそこに入っていけるというようなことでございますんで、間口は若干広まったのかなという気がしてございます。

それから家族が、例えば子供が増えたとか、それから亡くなったとか、そういうことで変動ございますけれども、それは旧条例にも、また今度の条例にも書いてございますけれども、継承という形でそのまま住んでいただけたらと思いますけれども、本人からもう少し小さいとことか、そういうことで申し出があればそれが順次対応するということになってございます。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 従前からですね、この選考委員会そのものがよく分からないというような声を聞かれるわけなんですよね。もう少し公開されるというか、どなたが、いろいろな絡みで選ばれると思うんですけれども、もう少しこの公営住宅の入居者を選ぶ時に、お知らせ広報などの中でこの選考委員会の性格についても町民のかたに分かるような、PRが出来ないかどうか。

それからですね、1戸建ての住宅でもって、詳しいことはまだこれからというお話でしたけれども。例えば、今後、公営住宅の建て替え計画も出来て、それに従って今後、建て替えられていくわけですが、町内の中で、個人で持っている土地で小さな面積が遊んでいるような場所があるわけですし。また、一方ではですね、新婚でこの町に住みたいけれども、なかなかそれに見合った場所がないというようなこともありますので、新しい住宅の中でこの新婚者用に提供できる所が増えていけば問題がないんですけれども。多分それにはまだ、建て替えて言ったって一遍に出来るわけでもありませんので、時間が掛かると思うんです。そういう時に、新婚者用にも提供できるようなものが町内の狭い土地を活用する中で、もし展開していけるとすれば、民間のかたと協力しながらやるようなことを、当然、模索しててもいいと思うんですけれども。この2点についてお願いします。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。

選考委員会の性格的には、従来と変わってございませぬけども。選考委員会に掛けるまでの入居者それぞれの基準が決まってございませぬ。例えば、10戸に対して15戸のかたが応募されたというようなことであれば、いろんな選考基準によって振り落としなり、きちっとした形ができるんですけれども。4戸に対し4戸というような場合にはかなり難しいような気もいたしております。その辺で、何て言うんですかね、透明化がないというような感じで見られているのかなという気もいたしております。ですから、募集戸数に対して、応募戸数が沢山あるとかなり厳しい選考が出来るんでないかと思っ

ていますけども。現状では、かなり少数のかたなもんですから、一時入れたり、入れなかつたりと、各1名か2名のことです。そういう話が出てくるのかなという気はしておりますけれども。そういう関係で、選考委員会に掛けるまでの基準がきちっとしておりますので、その辺は私どもの方で整理してまいりたいと考えております。

それから、現在、建て替え計画を実施してございますけれども。町内に空いてる小さな所へ建てるということは、ちょっと建て替え計画の性格上、今、団地の再見直しみたいな形ですね、現在、町の中にいいところへ古い住宅が建ててございますので、そういうものを再整備した方がいいよというような建設省の指導でございます。空いているとこの利用でございますけれども、これについては、また今後の課題にさせていただきたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） ほかに新しい発言者。1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） この条例は収入によって、公営住宅の家賃が違うということですけども。公営住宅の入居申し込みの時にですね、私の収入がこう、そしたらここは家賃はこうですと、すぐ住宅申し込みに来た時にですね、もうすぐに計算できるのかどうか。

また、収入によって家賃が違うわけですし、場所によって、利便性によって違うわけですから、町の政策としてですね、公営住宅を造るのに、ここだったら収入が幾らの人はこの場所だったら家賃を幾ら取らないといけない。また、違う場所にいったら家賃を幾ら取らないといけない。収入によって家賃設定が違うということは、町の町営住宅を建てる場所もですね、影響があると思いますけれども。公営住宅を造るに当たって、この場所だったら少し高過ぎるからもうちょっと違う場所に建てようじゃないかという考え方はですね、今後の町政にはたらくのかどうか。

また、先ほど、副議長が保証人のことで3か月以内ということでご質問されておられまして。私、関連ですぐ手を挙げればいいんですけれども。町はですね、公営住宅の保証人ということについてですね、どのように考えておられるのか。ただ、印鑑をいただければ保証人は成立したからこの人入れますよ。また、1年間ですね、その保証人がいなくなった場合はですね、すぐ関連の保証人のかたを町は考えて、その人に申告、あなたの保証人は町外に去った、どこに行った、亡くなられた、だからすぐ保証人をみつけてくださいということが言えるのか。3か月というのはですね、非常に大事なことで、3万円のものを1年も2年も保証人に連絡なしになりますと、60万ぐらいになりますとなかなか払えなくなっていると思う。事後の話し合いでなんぼか取っているのもお話し聞いておりますけれども。延滞している人はおのずと今でも現在いるはずなんです。それが保証人を付けてすぐ連絡すれば、なくなるのは確かなんです。それから今まで、今、保証人制度がありますけれども。今までの人はですね、保証人のない人もいらっしゃるんでないかなと思います。そういうとこをひとつよろしく願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。

申し込みの時の収入に応じた家賃が、すぐ計算できるのかということでございますけれども。これにつきましては、家賃の算定方法がなかり複雑化してございますので、手が空いていればすぐ出来るかと思っておりますけれども。例えば、来客中であることなど考えますと、翌日ぐらいの計算して通知できるかというふうに考えてございます。



それから、建設場所についてでございますけれども。確かに、建設場所については、影響は細かいところでございますけれども。特に影響及ぼすのは、今、計算した中では地域でなくて、建物の設備関係でかなり大きなウェートを占めてございますので、それによって、今、現在、0.95ぐらいから0.75ぐらいの間でバラツキがございますけれども、建てる位置によってそう影響はないんでないかと、新得町内では、そう考えてございます。

それから、保証人の考え方でございますけれども。今まで、元年以前のものでございますと、ただ普通の保証人でございましたけれども。元年以降は連帯ということで責任を持つということの考え方に立ちまして、付けていただいておりますけれども。保証人がなくなったことが分かれば、すぐ通知して保証人を付けてもらってございますけれども。古いかたについては、ちょっと調べようがないような状況にある部分もございますけれども。今後は連帯ということで、保証人を付けていただいていると考えております。

(「進行」と言う者あり)

議長(湯浅 亮君) 1番、吉川幸一君。

1番(吉川幸一君) 保証人の問題ですけれども。保証人、私は、あの人の保証人もうなりたくない、だれも保証人がいなかったら、公営住宅は、その人は、役場の人が、出ていってもらうように、そういうふうになるんですか。

議長(湯浅 亮君) 建設課長、常松敏昭君。

建設課長(常松敏昭君) お答えいたします。

新規申し込みの場合ですと、保証人がいないということであれば、これは辞退していただきます。ただ、今まで入っていて、なくなったかたについては再度付けてもらうように指導してまいりたいというふうに考えております。

議長(湯浅 亮君) 6番、広山麗子君。

6番(広山麗子君) 住宅法の改正によって、1種、2種が廃止されて、そして更に高齢者、身障者という区分が設定されまして、入居者の収入に応じて家賃が設定されるということで。高齢者、身障者に優しい住宅家賃の改正になるのかなということを感じていたわけなんですけれども。この家賃計算実例を見る限りにおいては、そういうこともちょっと感じられないわけで。今、現在ですね、年金生活者も含めて、4,000円、5,000円、6,000円という家賃設定の中で、入っていらっしゃるかたにとって、逆に上がるんでないかなという懸念もあるわけなんですけれども。その辺はどのような形になるのでしょうか。お伺いいたします。

議長(湯浅 亮君) 建設課長、常松敏昭君。

建設課長(常松敏昭君) お答えいたします。

1種、2種の区分は廃止になりますけれども。身障者、高齢者に対する入居の基準でございますが、これにつきましては一般世帯では月収20万円までは一般世帯として入れますけれども、身障者、老人に対しましては26万8,000円まで入れるということで緩和してございます。

(「18番」と言う者あり)

議長(湯浅 亮君) 一括発言方式3回、いろいろあるわけでありまして。大変、長い条例改正でありますので。この際ですね、特別、再質問を許したいと思います。18番、金沢静雄君。

18番(金沢静雄君) この条例の改正によって、町に入る家賃収入が増えるのか、減るのか。増えるとすれば何%ぐらい増えるのか、減るとすれば何%減るのか。以上。

議長(湯浅 亮君) 建設課長、常松敏昭君。

建設課長(常松敏昭君) 法改正によりまして、収入はどのようになるかということでございますけれども。収入状況につきましては、平成8年度予算からみますと、約1億3,000万でございますけれども。現在、全体世帯の4分の1を抽出いたしまして調査してございますが。新しい法律でいきますと、平均1万8,712円、現法律でいきますと1万8,667円と、45円程度のアップでございますので、収入につきましてはだいたい同額の収入を考えております。

議長(湯浅 亮君) なければ次に進みます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論ないようですので、これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第56号 権利放棄について

議長(湯浅 亮君) 日程第7、議案第56号、権利放棄についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。商工観光課長、清水輝男君。

[商工観光課長 清水輝男君 登壇]

商工観光課長(清水輝男君) 議案第56号、権利放棄について提案理由のご説明を申し上げます。

次のとおり権利を放棄する。1、区分であります。株式会社新得モータースクールへの出資金であります。2、金額は1,140万円でございます。3、債務者の住所、氏名でございますが、住所につきましては新得町本通北6丁目17番地、会社名は株式会社新得モータースクール、代表取締役小川利弘であります。4、権利放棄の理由であります。株式会社新得モータースクール資本金、現在、3,935万円、そのうち新得町分が1,140万円、マルエス自工1,595万円、合わせまして2,735万円を権利放棄し、1,200万円に減資するためであります。

以上よろしくご審議の程お願いいたします。

[商工観光課長 清水輝男君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第57号 財産の無償貸付について

議長(湯浅 亮君) 日程第8、議案第57号、財産の無償貸付について議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。商工観光課長、清水輝男君。

[商工観光課長 清水輝男君 登壇]

商工観光課長(清水輝男君) 議案第57号、財産の無償貸付について提案理由のご説明を申し上げます。

次のとおり財産を無償で貸し付けする。1、財産の所在、種別、数量でございますが、財産の所在は、新得町本通北6丁目6番地の3、種別は土地でございますが数量は1、161平米、同じく16番の2、23,470平米、17番の2、6,298平米、17番地の3、249平米の4筆で合わせまして31,178平米であります。種別の建物であります。寄宿舎、木造亜鉛メッキ鋼板葺き2階建て315平米、校舎、木造亜鉛メッキ鋼板葺き2階建て1,046平米、工場、鉄骨造り亜鉛メッキ板葺き平屋建て、3棟合わせまして総面積といたしまして1,465平米であります。また、自動車教習コース23,470平米でございます。次のページの2の貸し付けの目的でございますが、自動車等運転免許取得者の養成及び免許取得者の交通安全教育のためでございます。3、貸し付け期間につきましては、平成8年12月15日から平成13年12月14日の5か年でございます。4、貸し付けの相手方ではありますが、住所につきましては新得町本通北6丁目17番地、株式会社新得モータースクール、代表取締役小川利弘でございます。資料といたしまして、貸し付け地地番を付してございますが、6番地の3につきましては寄宿舎用地、16番の2は教習コース、アイスバーンコースでございます。17番地の2、3につきましては、現在の校舎、工場の管理用地等になってございます。以上よろしくご審議の程をお願いいたします。

[商工観光課長 清水輝男君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) これ支援なんです、私、前日も申し上げたんですが、支援を反対するわけでもないんですけども。私たちに提出された経営計画というのは、あれは確実に破綻しますよという計画書しか出されていないわけですよ。課長はですね、5か年ぐらいなら出せますよと、ちゃんとしたもの出せますよという答弁もらっているんですが。これ議会にですね、こういうもの提出された時ですね、わざわざ先が見えてたような事業計画を出されてですね、はいはい、そうですかと、そういう無責任なことでは

すね、私はちょっと出来かねると思うんですよ。私たちが、仮にね、お金を借りるんですよ、借りる時でさえですね、こういう計画はっきりしたもの出してですね、示さなかったら貸してもらえないんですよ。これはくれるんですからね、もらうわけですから、そういうもんですら、ちゃんとしたものがなければですね、僕は理屈に合わないと思うんですよ。是非、そういうものをですね、出してくるのかなと、出してこない。それで承認を得ると、それは無理な話でないですか。私はそう思うんですよ。是非、これを射たものをですね、提出してほしいということですね。

それとですね、土地建物の貸し付けなんです。この校舎の中に軽食堂か、喫茶か、分かりませんが、そういうものがありますよね、確か。今までは、モータースクールの中で、どういう形で委託していたのか、貸し出していたのか分かりませんが、やっているわけですが。今後、町の建物を貸すわけですよ。どういう処置をされるのか。例えば、貸し出したためお金をもらうのか、それとも完全に無償にするのか、モータースクールにまかしちゃったのか。これ町の建物ですから、その辺ははっきりしてもらいたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。

能登議員さんの方からのご指摘の、今後5年間の見通しの資料の関係でございますけど。実は、私ども、前回の質問の中で12月の議会の中には提出させていただきたいということで、会社側といろいろ詰めた資料は私ども用意してございまして、今議会の中で出させていただくということにしております。その中につきましては、やはり前回ご指摘あった部分と、それから教習の暇な時期という、そういう対策についてもいろいろ協議してございます。そういう中で一定の今後の向こう5か年についての資料は、私ども出していただきまして、今議会の中で提出する予定になってございます。

それから、一部、校舎内の中で食堂、町内の業者のかたやっていたいただいているわけでございますけど。決して、採算的にはペイする状態ではございません。ただ、場所柄、自動車学校がちょっと街から外れているということで、来られたかたに対しての利便を図るという形で経営されておまして。従来の内容をお聞きしますと、逆に学校側が運営に対する助成をするような形でやられていたということをお聞きしてございます。今後、生徒さんにもなければ困る施設でございますので、当然、継続してもらうように、私どもお願いもしてございまして、その分について有料化ということは考えてございません。一括、モータースクールに、今回、無償貸し付けさせていただいて、その中で、当然、閉鎖しない形でやっていくという形でお願いしてございまして。経過としてはそういう形になってございます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 今後もですね、例えば、軽食堂と言うんですか、そこの運営はやるということ。これはいいことだと思うんですが。今まではですね、モータースクールの方から多少の援助なりをやってた。じゃあ今後、同じそういうような形で継続していくということですよ。多分、決定でないと思うんですが。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） やはりモータースクールの方も、今後、経営改善という形でやるわけございまして、従来どおりの支援までいくかどうかということは分かりませんが、若干の食事の内容によっての値上げとかですね。それから会社とし

での出来るだけの支援はしていきたいということで、現在の経営者と相談中でございますので、閉鎖することはないと思います。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 今回、寄宿舎の用地、建物も無償貸し付けの中に入っているわけですが、本来の意味から役割をみていると、役割として使われているようではないようなんですけども。今後、この貸し付けをするということはこれを生かした経営の仕方になっているのでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。

寄宿舎につきましては、当然、遠方から来られたかたが冬期間に利用されているかたが多いと聞いてございます。夏期間についてはあまり利用が少ないということ聞いてございます。その辺も含めましてですね、教習に来られる以外のかたへの有効活用も出来ないのであろうかということで、会社側には申し入れもしてございます。ですから、極端にほかの用途に使って、一般のかたが教習に来られた時に使えないという方法は取らないというふうに考えてございますので、本来どおりの寄宿舎として利用していきたいと考えてございます。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） この無償貸し付けについては、原則的に今、賛成しているんですが。ただ、モータースクールですね、これからの発展ということを念願しながら賛成をしているということなんです。ただ、町民の貴重な財産を貸し付けするという面から、また、その保全には最大の注意を払っていかねばならぬということになりますよね。そこで新十津川町のムシムシランドに対してですね、新十津川町が無償貸し付けした土地が競売に付されていると、こういうことです。これは新聞報道ですから、詳しく分からないわけなんです。私どもとすると所有権が町にあるのにも関わらず、なぜ、競売になるんだらうかと、そういった点がね、ちょっと不思議に思うわけですが。ただ、そういうことが有りうるとすれば、この貸し付けについてもですね、将来そういうことが起こりかねないぞというようなことも考えられるわけなんで、その点ひとつもしお考えがあればお伺いしておきたいと思う。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） 現在、所有者が新得モータースクールになっております。その中で私ども既に寄附行為の中で権利書も、全部、頂いてございます。そういう中身見ますと抵当権の設定等一切されてないわけでございます。今回、無償貸し付けという形の議決をいただきましたら、私ども新得町の名義で登記をさせていただきますし。それから当然、建物等については火災保険等も掛けさせると。これはそれぞれ今度、無償貸し付けの中での契約条件いろいろさせていただくわけでございますけれども、その中で今、言われたように会社側の方で抵当権設定して、また、競売にかけると、そういうことはない。私ども、それから当然、第3セクターでございますので、3か月に1回はきちっと監査することになってございますし、帳簿等の内容等も拝見させていただくことになってございますので、その点についてはないと確信してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（「進行」と言う者あり）

議長（湯浅 亮君） 9番、川見久雄君。

(「石本さん」と言う者あり)

議長(湯浅 亮君) 石本 洋君。

7番(石本 洋君) 今日は、議長にだいぶ無視されちゃった。

それですね、ムシムシランドね、どんな経緯なのかひとつ調べてですね、お教え願いたいと思います。

議長(湯浅 亮君) 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長(清水輝男君) 実は、私ども第3セクターの、かなり町としてあるもんですから、実は、新十津川に、新聞になった時、1回、私どもの方で紹介した経緯ございます。ただ、今、いろいろそういう論争やっている最中でしたので、担当者の方から細かいことちょっとあまり聞き出せなかったのが実態でございます。新聞に出ている程度しか掌握できなかったのが実態でございますので、今後、また、少し状況の成り行きを見てひとつ聞いて参考にしていきたいと考えてございます。

議長(湯浅 亮君) 9番、川見久雄君。

9番(川見久雄君) 貸付期間のことについてお尋ねをしたいと思います。

こういったものについては、期限については無制限ということにはならないと思うんですけれども。ここでは、向こう5か年ということになっておりますね。これには、貸付期間と同時に無償でというそういう意味合いもあるわけですね。この5年経ちますとですね、これが将来のことですけれども、どういう形で考えていかれるか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長(湯浅 亮君) 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長(清水輝男君) この貸し付けにつきましては、町の財務規則上でうたわれている内容で5か年という形にさせていただきました。今後の5年後についての考え方ということでございますけれども。私ども基本的に、この施設、建物ですね、土地を含めまして将来的に無償で貸し付けをして、安定経営をしていただきたいと思います。ただし、今後、備品的に購入されるものにつきましては、あと、有償貸し付けというように考えてございますので、この基本的になります土地、建物については将来的に無償になろうかなと思っております。5か年以降についての若干、試算したものを頂いておりますけれども。やはり人口減等の問題も出てきてございまして、大変その時点から有償というのは厳しい状況になろうかなと考えてございますので、現段階では無償というふうに考えてございます。

(「次」と言う者あり)

議長(湯浅 亮君) ほかになければ、進めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

議長（湯浅 亮君） ここで暫時休憩をします。1時までとさせていただきます。  
（宣言 12時06分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。  
（宣言 13時01分）

---

日程第9 議案第58号 平成8年度新得町一般会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第9、議案第58号、平成8年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

〔助役 高橋一郎君 登壇〕

助役（高橋一郎君） 議案第58号、平成8年度新得町一般会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,693万5,000円を追加いたしまして、予算総額を88億8,491万5,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加でございます。

また、第3条では、地方債の変更を行っております。

12ページの歳出をお開きいただきたいと思います。

今回の補正の主なものは、先ほどご審議いただきました職員の給与改定並びに寒冷地手当の改正に伴う補正、これが各款にわたっております。なお、そのほか4月の人事異動に伴って増減した分も調整いたしております。よろしく願いいたします。

次に、12ページから14ページにかけまして、総務費がございしますが。この内一般管理費と財産管理費の各節におきまして、行政事務の電算化に伴う経費、並びに屈足緑町の団地造成に係る経費を計上いたしております。

公共施設整備基金費でございますが、これは基金の積み立て、また住民活動費におきましては夢基金の積み立てをそれぞれ計上いたしております。

なお、諸費で、概算受領いたしております平成7年度の老人保護措置費の国庫負担金が精算により返還を要することとなりましたので、この所要額を補正いたしております。

15ページの民生費の福祉対策費でございますが。これも寄附金による給食サービス専用車の購入のために社会福祉協議会への補助金と、それから社会福祉基金の積み立てを計上いたしております。

17ページでございますが。保育所建設費で、備品購入の一部が補助対象となったことによりまして、この財源の異動をいたしております。

6款の農林水産業費の畜産業費でございますが。畜産再編総合対策事業、以下3事業につきまして、それぞれ事業実績により町の補助金を減額いたしております。18ページでございますが。牧野運営費では、利用頭数の増加によりまして町営牧場の管理委託料を増額いたしております。また、農地費では、農村環境整備事業によります水洗化戸数が1戸増えておりますので、この補助金を計上いたしております。林業振興費では、冷湿害の救農対策といたしまして、町有林の除伐事業を予定しております。その賃金並びに傷害保険料を計上いたした次第でございます。

次、20ページをお開きいただきたいと思います。8款の土木費、住宅費では、公営住宅建設事業の特定公共賃貸住宅建設事業補助金の特例加算分が決定いたしましたので、この財源異動と事務費の補正をいたしております。

22ページでは、教育費の社会教育総務費で、コミュニティー助成金の内示がありましたので、太鼓購入費として狩勝高原太鼓保存会への補助金を計上しております。

23ページの体育振興費では、ランニングコース整備のため、この伐開工事費と用地取得費を計上いたしております。

前に戻っていただきまして、7ページの歳入をお開きいただきたいと思います。

7款の地方交付税でございますが、今年度分の普通交付税の全額を計上いたしております。

9款の分担金及び負担金では、道営草地整備事業で21世紀高生産基盤整備促進特別対策事業の実施により、受益者の負担率が22.5%から5%に変更になっておりますので、この減額補正をいたしております。

10款の使用料及び手数料では、牧場使用料の増収による補正でございます。

次、7ページから9ページにかけまして、国庫支出金、道支出金では、今年度事業の確定見込みによりました補正と、新得保育所改築設備整備補助金、並びに道営草地整備事業の21世紀高生産基盤整備促進特別対策事業補助金の追加をいたしております。

9ページの財産収入では、土地の売り払い収入の補正でございます。

14款では寄附金といたしまして、夢基金用として、3名、2団体からそれぞれご寄附がございましたので計上いたしております。10ページでは、交通安全推進用として、また高齢者福祉事業用として、更には社会福祉事業用として、それぞれの皆さんからご寄附をいただいた分を計上いたしております。

以下、16款の繰越金、17款の諸収入、11ページでは18款の町債、それぞれ補正いたしております。

更に前に戻っていただきまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の債務負担行為の補正でございますが、追加といたしまして、本年の低温、日照不足によります農業被害に対しまして、農家が農業協同組合から借り入れた資金への利子補給、更には大家畜経営活性化資金の融通に伴う利子補給、それから行政事務電算機器の借上料をそれぞれ計上いたしております。

5ページの第3表の地方債補正では、変更といたしまして、普通林道屈足線開設事業債、並びにワカサギふ化場建設事業債、それから狩勝高原キャンプ場整備事業債、狩勝峠展望台の改修事業債、桜づつみ整備事業債の補正をいたしております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[ 助役 高橋一郎君 降壇 ]

議長(湯浅 亮君) これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 13ページに新しく北海道自治体情報システム協議会というのに負担金を出すわけですが、非常にまた多いんですがね。これどういうものなのか、どういう性格のものなのかね。それとですね、これずっとこれからコンピューター化、電算化していくわけですが、情報システム化していくわけですが、永遠にある限りこの負担金を払っていかなければならない性質の協議会なのかどうか、ですね。

それとですね、14ページに公有財産購入費で用地取得とありますが、これはどこの



用地を取得されたのか。

それとですね、コミュニティー助成金、これはどこから出ているもので、どういうものに活用すべき、22ページごめんなさい、22ページですね、コミュニティー助成金、狩勝太鼓保存会に出しているわけですが、これはどういう性質のもの、どこから出るお金で、どういうものに使用されるべきお金なのか。

それとですね、町民温水プールの実施設計なんですけど、857万減額と。かなり予算より低くなっていますが。この低くなった理由というのをですね、説明お願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） のちほど、議員協議会で電算導入の関係について具体的に説明させていただこうと思っております。実は、今回、この北海道自治体情報システム、これに加入をいたしまして電算業務を行うわけなんです。従いまして、一般的に今までですと本機を導入して置くという、機械を導入してですね、動かしたものを今回パソコンでやるんですが、それをやるところがこの北海道自治体情報システムなわけです。従いまして、本町が必要とする台数、それからこれから行っていく内容によりまして負担金を支払っているわけがございますので、それが各係に1台ずつ、今度、置くようになったら、この分の機械のリース等も含めた代金がここで払っていくこととなりますので、その台数とか、それから電算の中身によってその負担金が変わってくるということになります。

それから用地につきましては、屈足緑町の2丁目28番地でございますが、これは営林署用地でございます。これを取得いたしまして、造成をし、団地分譲をする予定であります。

議長（湯浅 亮君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） コミュニティー事業につきましては、狩勝高原太鼓保存会の太鼓購入9台でございますが、これを認められたものでございまして。性格につきましては、宝くじの収益金を充ててですね、それぞれのコミュニティーに対する助成事業を行っているものが認められたものでございます。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 今回の温水プールに関わる実施設計の分について、残が出た分につきましては、これにつきましては入札結果の残でございますけど。当初ですね、見ていた入札、当初、見ていた工事費が約10億近くの工事費を見込んでいた実施設計でしたのですが、今回これを行うに当たって5億円の工事費を目途とした実施設計になったために、減額となりました。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 少し、コミュニティーの助成金なんですけれども。これは毎年こういう形で申請すればですね、こういう活動やっている団体なりに、支給と言うか、助成されていく性質の助成金なのかどうか。

議長（湯浅 亮君） 社会教育課長、高橋末治君。

社会教育課長（高橋末治君） これ道の事業でございますので、今回についてはですね、狩勝高原太鼓の備品、太鼓を買うということで認められたものでございますので、これが毎年同じような形で同じ運営費的なものにですね、助成されるという性格のものでございませぬので、太鼓についてこれ一度きりというふうにご理解いただきたいと思います。

います。

議長（湯浅 亮君） ほかに。2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 18ページ、有害鳥獣駆除事業について予算が倍増しているわけですが、中身についてお知らせ願いたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 農林課長、小森俊雄君。

農林課長（小森俊雄君） お答え申し上げます。

当初、鹿の駆除をですね、120頭、当初予算を計上しております。ただ、有害駆除もですね、頭数の許可の増加だとか、期間の長さによりまして、今年420頭の捕獲がございましたので、その分を追加した経緯でございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第59号 平成8年度新得町公共下水道事業  
特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第10、議案第59号、平成8年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役（高橋一郎君） 議案第59号、平成8年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ239万3,000円を追加いたしまして、予算総額を6億3,957万8,000円とするものでございます。

5ページの歳出をお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、職員の給与改定並びに寒冷地手当の改定に伴う補正でございます。

また、公債費では、平成7年度分借り入れの長期債の利子額が確定いたしましたので、この不足分を補正いたしております。

なお、これら歳入の財源調整は一般会計繰入金で行っております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。  
よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第60号 平成8年度新得町水道事業会計補  
正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第11、議案第60号、平成8年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

〔助役 高橋一郎君 登壇〕

助役（高橋一郎君） 議案第60号、平成8年度新得町水道事業会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第2条で水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を補正するものでございます。収入については変更がございません。支出につきましては、事業費で199万円を増額いたしまして、1億429万円とするものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第3条で、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することが出来ないとする経費の予算額を補正する額が193万8,000円とするものでございます。

3ページにまいりまして。収入では変更はございませんが、支出で1款の事業費の原水及び浄水費では日額賃金の改定による補正でございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。総係費につきましては、職員の給与改定による増額でございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

〔助役 高橋一郎君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これより質疑に入ります。  
質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 陳情第4号 サッカー場設置に関する陳情書の取  
下について

議長（湯浅 亮君） 日程第12、陳情第4号、サッカー場設置に関する陳情書の取  
下げについてを議題といたします。

平成8年6月14日、第2回定例町議会において議題となりました、陳情第4号、サ  
ッカー場設置に関する陳情書については、目下、文教福祉常任委員会に付託中でありま  
すが、陳情者より陳情書の取り下げをしたい旨、申し出があります。

本件について取り下げすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号、サッカー場設置に関する陳情書については取り下げすることに  
決しました。

---

日程第13 意見案第16号 季節労働者の雇用と生活安定を  
求める意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第13、意見案第16号、季節労働者の雇用と生活安定を  
求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第16号は、総務常任委員会に付託し審査することに決しました。  
今定例会の会期中に審査を願います。

---

日程第14 陳情第5号 芝のサッカー場建設に関する陳情書

議長（湯浅 亮君） 日程第14、陳情第5号、芝のサッカー場建設に関する陳情書  
についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は、文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。  
今定例会の会期中に審査を願います。

---

### 休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、12月5日から12月10日までの6日間、休会とすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、12月5日から12月10日までの6日間、休会することに決しました。

---

### 散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（宣告 13時24分）

---

第 2 日

平成8年第4回  
新得町議会定例会（第2号）

平成8年12月11日（水曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名	等
1		一 般 質 問	

会議に付した事件

一 般 質 問

○出席議員（19名）

1 番	吉 川 幸 一 君	2 番	菊 地 康 雄 君
3 番	松 尾 為 男 君	4 番	小 川 弘 志 君
5 番	武 田 武 孝 君	6 番	広 山 麗 子 君
7 番	石 本 洋 君	8 番	能 登 裕 君
9 番	川 見 久 雄 君	10 番	福 原 信 博 君
11 番	渡 邊 雅 文 君	13 番	千 葉 正 博 君
14 番	宗 像 一 君	15 番	竹 浦 隆 君
16 番	黒 沢 誠 君	17 番	森 清 君
18 番	金 沢 静 雄 君	19 番	高 橋 欽 造 君
20 番	湯 浅 亮 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄 君
教育委員会委員	長	高 久 教 雄 君
監 査 委 員		吉 岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	高橋一郎	君
収入	役	川久保功	君
総務課	長	佐藤隆明	君
企画調整課	長	鈴木政輝	君
税務課	長	渡辺和雄	君
住民生活課	長	村中隆雄	君
保健福祉課	長	高橋昭吾	君
建設課	長	常松敏昭	君
農林課	長	小森俊雄	君
水道課	長	西浦茂	君
工商観光課	長	清水輝男	君
児童保育課	長	長尾直昭	君
屈足支所	長	貴戸延之	君
庶務係	長	武田芳秋	君
財政係	長	阿部敏博	君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿部靖博	君			
学	校	教	育	課	長	秋山秀敏	君
社	会	教	育	課	長	高橋未治	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	赤木英俊	君
---	---	---	---	------	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	富田秋彦	君
書			記	広田正司	君



---

## 開 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） これより本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手元に配布したとおりであります。

（宣告 10時00分）

---

### 日程第1 一般質問

議長（湯浅 亮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので順次発言を許します。9番、川見久雄君。

〔9番 川見久雄君 登壇〕

9番（川見久雄君） 町長に対し、私は本定例議会における一般質問のテーマとして、来年度の予算編成に向けての基本的な考え方についてを採り上げました。さて、年の瀬を迎え、来年度の予算編成に向けて、今、着々とその作業が進められているものと存じます。本町の第6期総合計画が本年度を初年度としてスタートしたわけではありますが、本格的、実質的に計画の実現に向けて事業に取り組まれるのは来年度からではないかと勝手な位置づけをいたしているところであります。それはそれとして、その計画書をひもときますと、「人が生き人がやすらぐ光と大地の町づくり」を基本に、地域像をはじめ、四つの将来像をイメージするとともに、もちろん具体的な施策も列記されているわけですが。新たな地域活性化の方策として、平成11年の開基100年記念事業を含め、全町公園化事業等、五つのプロジェクトを進めるとされております。長期計画であり、すべてが即座にとはならないとしても、これらの具現化と併せて、高齢化社会を迎え福祉施策の充実や一向に景気回復感のない昨今にあって、産業、経済の活性化、振興策も緊急な課題であり、予算編成に当たってのポイントになるものと考えます。一方では、健全財政が求められ、一方においては積極的な事業展開を強く期待される。この二律背反の命題の中にある、そのかじ取りは大変難しいものがあるかと思いますが、それがまた、限られた財源に創意工夫を凝らし、いかにより良いものにするかが腕の見せどころでもあると、このように存じます。そこで、来年度事業の具体的細部にわたっては、年明けになるものと思いますが。諸般の実情を踏まえ、町長の予算編成に向けての方針と言いますか、基本的な考えのもと、どのような重点施策をもって臨まれようとおられるのか、お尋ねをいたします。

〔9番 川見久雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） ただいまの川見議員の質問にお答えをいたします。

平成9年度の予算編成に当たっての方針は、第6期総合計画のテーマであります「人が生き人がやすらぐ光と大地の町づくり」を基本におきまして、予算の編成作業を進めているところであります。近年、少子化、高齢化や高度情報化など、社会情勢の変化が著しく、その対応が求められているところであります。加えて、地方分権の推進が叫ばれる中にありまして、豊かで安心できる町づくりとして、住民に身近な福祉や保健事業

の充実と環境の整備、更には地域経済の活性化を重点に取り進めておるところであります。そこで、施策の重点の主なものを申し上げます。保健福祉センター建設の実施設計に入りたいと思います。また、一般廃棄物処理施設の完成を目指していきたくて考えております。これは新たに出来た制度でありますけれども、中山間地域総合整備事業の推進を図っていきたくて考えております。また、土地基盤整備事業も推進をいたしますし、わかふじ寮の第2期改築工事の支援もしていきたくて考えております。また、地域小売商業振興推進事業の実施も併せて実施をいたしますし。また、屈足地区の下水道の普及の推進を図ってまいりたいと思っております。そして屋外スポ - ツ施設の見直しと併せて、町民温水プールの建設の着手などであります。また、ただいま、川見議員からご指摘のとおり、総合計画の五つの戦略プロジェクトにつきましても、それを進めながら地域活性化の方策を講じてまいりたいと考えております。しかしながら、限られた財源でありますので、これらを有効かつ緊急性を考慮いたしまして、財源の重点的配分と機動的、弾力的な運営にも配慮をしながら、引き続き財政の健全化を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[ 町長 齊藤敏雄君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） 9番、川見久雄君。

9番（川見久雄君） ただいま、町長から来年度の予算編成に向けての基本的な取り組み姿勢、それを踏まえての重点施策について、つまり積極的な面を明らかにしていただき、理解をいたすところでありますが、ここで、一見消極的なことが、結果的に積極的なことになるのではないかという視点から、もう少しお尋ねをいたします。私は、昨年6月、初めて一般質問の機会を得させていただいたわけではありますが。その折に、生意気にも、町政を執行するに当たり、新しい事業への積極的な取り組みもさることながら、既に実施されている事業が有効に機能しているのかどうか、分析評価と言いますか、場合によっては変更、縮小、廃止も含めた見直し等の検討も大変大事なことであらうといった趣旨のことを申し上げたように記憶いたしております。そこで、人件費も事業費という捕らえ方もあらうかと思っておりますが、問題整理のため、維持管理費と狭義の事業費を抜き出して述べてみたいと思います。確か、昨年12月の議会で某議員の公共施設の維持管理費はとの質問に対し、平成7年度当初予算で主なる公共施設24か所の維持管理費は人件費を除き約3億円との答弁でありました。本年度に入りましてもパークゴルフ場、レディースファームスクール等が開業しており、当然のことながら年々増加の傾向にあり、財政に与える影響度と言いますか、硬直化の度合いが高まっております。しかし、そのことへの削減に努力されることも、もちろん、大事なことでありますが。ここで強調して申し上げたいことは、新規事業、継続事業を問わず、その事業効果を測定分析し、増やすことも有りうるわけですが、変えるものは変える、減らすものは減らす、更にはやめるものはやめるという見直しへの勇気が必要であり、そのことによって生み出された財源を、有効に新しい事業へ振り向けるという考え方がより要求されるものと思います。つまり、弾力性の乏しい限られた財源をいかに有効に生きた使い方をすることであると思います。そういった観点から、予算編成に当たってどのように反映させようとするのか、お尋ねをいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、齊藤敏雄君。

町長（齊藤敏雄君） ただいま、川見議員からご質問ありましたとおり、やはり行政を執行していく上で、全体的な見直しというものを常に図りながら財政をコントロール

していくということは極めて大切なことでありまして、従ってスクラップ・アンド・ビルドと、増やすものは増やす、あるいは削るものは削るという調整をしながら、今後とも財政の運営を図っていききたいとこのように考えております。そこで若干、町の財政の現況を申し上げてみたいと思っておりますが、平成7年度末の一般会計の町債の残高は、現在、62億円であります。また、財政指数で見えますと、公債費比率が9.4%、また経常収支比率は60.6%と、年々若干ずつの好転の兆しを見せてきているというふうに考えております。しかし、地方交付税交付金の基礎となります国調の人口が減少いたしておりますので、これから先の交付税の伸びというのはあまり期待はできないというふうに考えております。また、平成8年度の当初予算に係ります公共施設の維持管理経費につきましては、ただいま、お話しがありましたとおり24の施設で人件費を省いて約3億円の額になっております。今年の予算編成に臨む重点の取り組み事項といたしまして、公共施設を年々整備することによりまして、当然、維持費は上昇してまいりますので、ただいま、ご指摘のありました財政の硬直化を招かないよう、行財政全般の簡素、効率化の視点に立ちまして、予算の編成に当たりましてはゼロベースというものを予算の基調にいたしまして、そこから検討をするという形で、いろんな分野にわたりまして経常経費の削減に向けた努力をしていきたいと考えています。また、町のいろいろな補助金の制度もあるわけでありまして、そうした事業内容なり、それらの投資効果というふうなことに付きましても、精査検討いたしまして、適切な見直しを図っていききたいとこのように考えております。また、歳入面におきましても、自主財源の根幹をなします町税につきましても、その収納率の向上に努めると、あるいはまた使用料等、受益者負担の原則というものを基本といたしまして、引き上げ、あるいは有料化というものも併せて検討していききたいと、このように考えております。こうしたことについては、当然のことながら住民の皆さんがたのご理解が必要でありまして、そうした理解や関心をいただきながら、多様化いたします行政需要に対応していききたいと、このように考えております。

議長（湯浅 亮君） 9番、川見久雄君。

9番（川見久雄君） 私の舌たらずの消極的という意味も、町長にはご理解をいただいたのかなというふうに受け止めており、行政事務、事業の全般にわたって経費の抑制に取り組もうとされる大筋の姿勢としてはうかがえるのですが。しかし、事業の見直しという点で、もう少し具体的に明らかにというか、踏み込んでほしかったというのが率直な感想であります。いかがなものでしょうか。

最後に関連してと言いますか。もう1点お伺いをいたします。去る9月議会において平成7年度各会計の決算認定についてを議題とされ、それぞれ認定をされたわけですが。一会計年度の事業を終えて、型どおり予算の範囲内で執行いたしましたということで決算を調整し、政令で定める書類のほか、法に定める主要な施策の成果を説明する書類があり、併せて提出されております。この書類は一般に言う企業や団体における営業報告、事業報告に相当するものと理解をいたしているところであります。さて、この書類の求められるねらいからいって、画一的な様式基準はないものと考えますが。その内容を見ますと主要な施策とあるだけに、確かに決算書からピックアップはされているものの、単に移行しただけに過ぎないという程度で、強いてその特色を挙げるとすると財源内訳が新たに入ったことぐらいか、実態としてそれほど大きな意味合いがないように思います。しかし、法定の書類で、やめるわけにはいかないが、法の趣旨はそうい

う内容を想定したものではないような気がしてならないし、これを法の趣旨に添うと言うか、生かすにはどうすべきかということであります。予算を審議する場合も、まず町長から次年度に向けての町政執行方針が述べられ、その考え方に基づいて予算編成がなされているものと理解をいたしております。それにならってというわけではございませんが。決算書を提出するに当たって、まず行政事務の効果を総括し、適正な自己評価を下し、明らかにすることが望ましいし、主要な施策の成果を説明する書類の中身も検討の要ありと考えるが、いかがなものか。ややもすると予算消化に目を奪われ、事業の目的達成という使命に向けての意識が希薄になりはしないのか。現場に主要事業の効果報告をさせるといったノルマを課す、オープンに明確にすることによって、常に、なぜ、何のためにと自問自答がなされ、更なる本来的な意識が高揚されるとともに、より効果的な予算の執行にもつながるものと考えます。また、そのことが従来も、当然、内部的には決算の結果を踏まえて進められているはずの次年度以降の予算編成にも、より一層有効に生かされるものと考えます。前向きなご答弁を期待し質問を終わります。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） まず、既にご承知のことと思っておりますけれども。予算、決算に係ります附属資料ということで地方自治法の中に規定されている内容について、若干、先にご説明をさせていただきたいと思っております。予算関係につきましては、予算規模、性質別内訳、そして主な予算内訳をそれぞれ予算審議の折に提出をさせていただいております。また、決算関係の附属資料といたしましては、財産に関する調書、主要な施策の成果を説明する調書、また継続費に関わる精算報告書、そして事業報告書と、こういうことで必要最小限度の資料はそれぞれその時点でお配りをしているかと思っております。しかし、ただいまのご質問の中には、よりその成果なり、効果がどうだったのかという報告をしてはどうかというご質問でありまして、私どももやはり行政を執行していて、その部分についてのやはり評価、あるいは反省点、いろんなことが考えられると思っておりますが、その辺については必ずしも報告ができていなかったと思っております。これルール上の問題というよりも、ただいま、川見議員からご指摘のあった趣旨については十分理解は出来ますので、その手法についてどういうふうな形でそうした効果報告というものをしていくかということは十分に検討させていただきたいと、このように考えております。それから、前段の質問の中で、施策の見直しについての若干の中身がほしかったということでありまして、申し上げてみたいと思っております。まず、私は、財政の効率的な運用というものをどう図るかということに大きなウェイトを占めて、今日まで財政の運営を図ってまいりました。その結果といたしまして、過去の起債の借り入れの中で、いわゆる財源の補てんのない、いわゆる一般単独に属する起債については、これは利子を付して将来に向かって償還をしていくわけでありまして、これを極力、繰上償還をするということで、平成5年度から平成8年度末までの見込みとして、約10億7,000万程度の財源補てんのない起債の繰上償還をいたしました。このことによりまして、それ以後の起債は、すべて財源補てんのある起債だけ活用してきたという財政のコントロールをしてまいりました。その結果といたしまして、借りました起債の元利に関わる財源補てんの算入率が大幅に上がったと、平成4年度末では48.4%でありましたが、平成8年度末では61.4%の算入率に大幅に改善をされたということでありまして。このことによって将来の償還すべき額が極めて圧縮をされてきたという状況を作っているところであります。従いまして、今後ともそうした基本的な財政運営の考え方に立ち

ながら、更にその努力をしていきたいと思っております。また、バスの運行が町営から民間に委託したり、あるいは現在、進めております第3セクターの見直しと、出来るだけ第3セクターが主導権を発揮して運営できる態勢を作ってきたと、あるいは産業会館の管理の在り方についての見直しというふうな、出来る限りのですね、そうした改善の見直しに今までも取り組んできたと思っておりますし、これからもそうした姿勢で臨んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

〔7番 石本 洋君 登壇〕

7番（石本 洋君） 昨年12月、トムラウシ振興について質問いたしました。その時点では山村留学についてはあまりかんばしい成果を挙げていなかったと思います。しかし、1年を経過した現在、9人の留学生在が定着し、トムラウシの魅力を満喫されているとのことでもあります。様々な面で地域とも溶け込み、また、新たな留學生確保にも協力されているとお伺いしております。大変喜ばしいことであると同時に、教育委員会担当者の努力のしからしむるところと深く敬意を表する次第であります。このようなことから来年度以降も安定した受け入れの継続することを期待いたしますが。側聞するところによりますと、来年度留学希望者も多いとのことでもあります。問題は希望者が多くても、受け入れ態勢が整っていないと、希望者に失望を与え、画餅に帰するおそれがあります。山村留学振興で、今、最大のネックは受け入れ施設の不備、特に住宅等居住環境の整備ではないでしょうか。町は既存施設の改造などにより対応されているようですが、どうしても不公平感を生じやすく、十分満足してもらえない部分があるのではないのでしょうか。町長は、住宅等居住環境の整備についてどのようなお考えを持っておられますか、お伺いいたします。また、学校校舎の改造、若しくは改築が必要ではないでしょうか。町内各学校の改築が終わり、富村牛小・中学校のみ取り残されております。将来への展望がなかった時にはやむを得ませんが、今後も山村留学が定着する見込みであれば、改築を考えなければならないと存じます。そして山村留学が定着するかどうかは、担当者の自信のあるなしにも関わるものであり、積極的な取り組みを期待するものであります。仮に、補助等の関係で難しいとするならば、学校というイメージに捕らわれることなく、体験学習とか、生涯学習センター的なもの、あるいは夜空の美しさを売り込むような施設を併設するとか、ユニークな、斬新な施設造りがあってもよいのではないのでしょうか。教育委員会の一層の工夫がまたれるのであります。町長はどのようにお考えでありましょうか。

次に、オソウシ温泉から鹿追町菅野温泉に抜ける道路について、お伺いいたします。この道路が開設されたということをお伺いいたしまして、2回ほど通ってみました。オソウシ温泉からの入り口については、簡単な標識があり、分かるのでありますが、途中丁字路が3か所ほどあり、1度目は左へ左へと行った結果、最終点の行き止りに行ってしまいました。2回目は、よいと思った丁字路を右に曲がりましたら、大規模草地造成事業地の真ただ中に入ってしまった。要するに丁字路に標識がなかったからであります。この2度の体験の中で、オソウシ温泉側の入り口付近で、迷っている車もありました。土地勘のある私でさえこの始末ですから、外来者は迷うことも多いと存じます。オソウシ温泉からの入り口、各丁字路に案内標識は付けられないかどうか、町長のお考えをお伺いいたします。以上です。

〔7番 石本 洋君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 教育委員長、高久教雄君。

[ 教育委員長 高久教雄君 登壇 ]

教育委員長（高久教雄君） 石本議員の1点目のご質問にお答えをしたいと思います。  
富村牛小・中学校の山村留学振興と校舎改築についてでございますけれども。現在、富村牛小・中学校には、ご承知のとおり小学生7名、中学生6名が在籍をしております。この内、山村留学生は関東方面から小学生6名、中学生3名、計9名5世帯となっております。その住宅は、ご指摘のとおり地域集会施設の改造、教員住宅、営林署の借り上げ住宅により対応しているところでございますが、これらの住宅は、建築年度や広さなどに違いがございます。この格差の抜本的解消は困難であります。入居者の希望などを聞き、出来るだけ入居に不便のないよう維持、補修に努めてまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいと思ひます。次に、校舎改築についてでございますけれども、改築基礎となる地元の児童・生徒数は、12月1日現在で小学生1名、中学生3名、計4名という状況にあり、その後、平成9年度では小学生2名、中学生1名、平成10年度は小学生3名、中学生1名、平成11年度は小学生4名、中学生ゼロとなり、特に中学校は、地元の生徒数で見ると平成11年度と平成12年度が休校状態となる見込みでございます。一方、山村留学は、制度がスタートして今年で2年目を迎え、現在、平成9年度の留学生を募集中でございますが、留学期間が1年単位ということでもあり、年度によって留学生の変動がみられ、安定的に留学生を確保することが難しいというふうに捕らえておるわけでございます。そして、現行の国の補助制度では、今後10年間にわたり児童・生徒数が確保され、学校施設として活用されることが条件となっております。また、学校改築が厳しい場合は生涯学習センター的なものを建築してはとのことでございますが、地域の実態からその維持管理や需要など課題が多いと考えております。これらのことを考えますと、学校改築は、当面、難しい状況にありますが、在り方について、地域、学校とも十分協議をしてみたいと思ひますし。なお、日常の学校運営に支障のないような維持、修繕で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解の程をお願いを申し上げたいと思ひます。

[ 教育委員長 高久教雄君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[ 町長 斉藤敏雄君 登壇 ]

町長（斉藤敏雄君） 2点目のオソウシ温泉から鹿追町菅野温泉に抜ける道路でございますが。ご質問の道路は、オソウシサルウンナイ林道でございます。平成7年度に開設されたとお伺いをしております。この林道は、新得町と鹿追町にまたがる造林作業用林道でありまして、新得営林署と帯広営林署が所管をいたしまして、現在、もっぱら国有林の事業管理に使用される関係から、一般の通行に際しては原則として入林許可が必要となり、また営林署としても民間のかたが自由に通行できる道路構造となっていないために、また安全対策も施されておられませんので、一般車両の使用は好ましくないという見解を持っておられます。しかし、ご要望の点につきまして、新得営林署を通じて相談をいたしました結果、帯広営林署と両営林署が協議をいたしまして、何とか明年の春には改善をしたいという意向でありますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

[ 町長 斉藤敏雄君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） まず、1番目の富村牛小・中学校の関係でございますけれども。

現在ですね、来年度の関係でいきますと、何か現地の皆さんの話ですと、希望数が本年度と同様か、あるいはそれよりも増えるような希望というか、期待と言いますか、実態と言いますか、そういうような形にあるということでございます。そうした場合に、1番心配しているのが住宅ということでございまして。もちろん、住宅の需要を超える希望者に対しては選考して削るといったようなこともあるわけなんですけれども。せっかく新得町に入ってきて、頑張りたいというようなかた、希望者をカットするというのもいかなものかなというような気もいたします。そういったような希望者が増えた場合の対応といったようなものですね、ご答弁にありましたように営林署の住宅だとか、そういったものの借り上げでも対応できなくなるのではなからうかと。やっぱりある程度、恒久的に対応していかなければならないのではなからうかというような感じがしております。それとですね、地域の皆さんとご相談してというようなことではございましたが、この質問は、私、文教委員会の所管事務調査、あるいはその後の意見聴取、そういった形の中で地域の皆さんが大変熱望しているという感じを受け止めましたので、ここに質問として採り上げたわけでありまして。そういうわけで、ここに質問の中でいろいろと挙げておりますことも、言ってみれば現地の人たちの声をくみ上げての内容であるということにご留意をいただきたいなと、こういうような気がいたします。いずれにしても、現地の人としては、もうトムラウシが何となく、トムラウシの小学校、中学校が何としてでもですね、継続していただきたいという願望で凝り固まっているわけではありますので、それに対応して措置をしていただきたいものだというふうに考えるわけでありまして。そういうことで、今後一層、教育委員会の努力をしていただきたいと思うのですが。教育委員会はそういったような現地のいろいろな声をくみ取る機会というのをやったことがあるのでしょうか。

それから2番目のですね、オソウシ温泉については、これ質問を提起すると同時に担当者が現地を見、そして今、ご答弁がありましたように営林署とも、即、交渉をされて、問題解決をしたということについて、大変感謝に絶えません。担当者の皆さんにもよろしくお伝えくださるようお願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） 山村留学関係の状況も踏まえて、若干、ご回答申し上げたいと思っておりますけれども。現在、9年度に向けて取り組み中ではありますけれども。先般、11月の末に東京、大阪、札幌ということで、新聞社訪問をいたしまして、記事の掲載依頼をしてまいりまして、その後、現在、東京で2社、大阪で2社、道内で1社ということで、新聞掲載をされたところでございます。現在までの紹介件数につきましては、あまり残念ながら多くないわけでありまして。道外から9件、道内から2件というような状況でございます。ただ、うれしいことに、現在、トムラウシに来ておられるご家庭が5戸あるわけでありまして、この内2戸が残っていただけるというような状況になりまして、小学生で二人、中学生で二人がそのまま残っていただけるというような状況になりそうではあります。住宅、大変、先生方の分も古くなってきているということでございまして。小学校1学級、中学校で1学級として、最低計算した場合でも、先生の配置が5人ということになりますので、この辺の改善につきましてもですね、やはり何とかしたいなというふうに考えておられて、国の制度なども使いながら、また検討をしていきたいというふうに考えております。恒久的な対策ということでお話しをいただいたわけではありますけれども。地域でもそういう熱望をしているという意見も、十分、

私ども感じているところでありまして、出来るだけ地域の状況が将来どうなるかというような大きな課題もあるわけでありまして、何とか少し長い目で見ながらですね、対応策を検討させていただきたいというふうに考えております。また、校舎の部分についてもですね、今、お話ししましたとおり地域の子供の数というのが先行きどうなるかというのが大きなことあるわけでありまして、もう一度、地域の方がたともう少し具体的にですね、どういった、もしそういうような形で活用策を考えるとすればどんなことが考えられるかというようなことも含めましてですね、いろいろ検討させていただきたいというふうに思っています。やはり新得から約40キロ離れているというような、そういう地域の実態、そういった中で本当にメリットが何かというようなことも十分見定めながらですね、検討する必要があるかなというふうに思っております。意見を聞く機会を作っているのかということでございますけれども、定期的に教育委員さんの訪問もさせていただいていますし、それとは別にですね、私どもの方でも年に2回ないし3回の学校を対象にした訪問の中で、いろいろ意向も聞いてございますので、そういったものをもう少しですね、これからは具体的な施策に結びつけるようなことで、検討もさせていただきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 今のご答弁の中で、将来にわたっての先行きが不透明であるといったようなことから、抜本的な対策というものが立てられないといったようなお話を伺ったわけでありまして。そういうようなことになりましてですね、すべて新得町内のへき地というのは抜本的な対策というものを立てることが出来なくなってくるわけですが、ただ、私は、へき地はへき地なりの形で将来を考えてという形の中でいきますと、トムラウシの場合はトムラウシ温泉という観光地を抱えておりまして、あそこの前をですね、常時、人が通るといったようなことで、やはり施設が人の目に触れる機会も多いわけですし、そういったような施設がですね、利用される度合いも高まってくるというような感じもしますので、そういった点を考えながらやっていただきたいものだなあというふうに思います。要するに、いろいろご答弁を伺いながら感ずるわけなんですけれども、やはり地域を発展させるさせないはですね、やっぱり担当者の意欲の問題につながると思うんですね。ですから、これはなんば教育行政担当者が意欲を持って、町行政当局がそういうふうに思わなければ駄目なわけなんですけれども、トムラウシのあの地帯を、今後、育てていくといったようなことについてですね、昨年12月にも触れたわけなんですけれども、そういった意味も含めてですね、大いに頑張ってもらいたいなというような気がいたします。以上です。

議長（湯浅 亮君） 13番、千葉正博君。

[ 13番 千葉正博君 登壇 ]

13番（千葉正博君） 今回、私の質問における所管省庁厚生省は多くの不祥事で激しく揺れ続いており、大変残念なことでなりません。しかし、今、介護の手を待つかたがたのために第3の介護・グループホームについて、町長の考え方をお伺いいたします。本町における福祉については、各種対策を講じていることは認識しておりますが、今後、ますます高齢化社会の到来で、痴呆性老人の介護の場として、厚生省はグループホームを支援する方針を固め、来年度の予算要求に新規事業として全国25か所のグループホーム設置を助成し、介護に悩む家庭を支援しようとしております。痴呆性老人は、家庭



や病院、また特別養護老人ホーム等で介護されていますが、家庭の負担も大きく、そこで在宅、施設の中間的位置づけとなる、常に特定の利用者とスタッフが関わることでなじみの関係が作られ、それが老人の心理安定につながることもできる、第3の介護となるグループホーム設置の町長の考え方をお伺いいたします。

[ 13番 千葉正博君 降壇 ]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[ 町長 斉藤敏雄君 登壇 ]

町長(斉藤敏雄君) 痴呆性老人のグループホームについてでありますけれども。この事業につきましては、厚生省が平成6年度から8年度にかけて、先駆的なモデル研究施設として、全国で8か所を指定しているものでありまして、道内では函館あいの里が指定されております。事業の目的につきましては、痴呆性老人が家庭的な環境で共同生活を行い、精神的に安定した生活を実現して、問題行動を減少させ、痴呆の進行を緩やかにしようとするものであります。このグループホームは、出来る限り在宅の生活に近づけ、小規模な生活の場で生活する住居形態であります。常時、生活援助員による食事や排泄等の生活援助を提供しまして、入居者が家庭的で、落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、痴呆性老人の自立生活及び介護を担当する家族を支援する制度であります。サービスの中身につきましては、中期程度の痴呆性老人を対象に8人程度入居させ、小規模な生活の場において食事の支度、清掃、洗濯等を含めて、1日中、共同して家庭生活を行うものでありまして、ケアスタッフといたしまして8人に対し3人の介護職員の配置が必要といわれております。厚生省の平成9年度の予算要求によりますと、この事業につきまして国庫補助事業といたしまして、全国に展開する予定と伺っております。本町におきましては、増加しつつあります痴呆性老人のためにグループホームの必要性については理解をいたしてはおりますが、老人保健福祉計画の中にありますケアハウス等の建設、あるいは痴呆にならないための健康づくりが当面の課題ではないかというふうに考えております。また、痴呆性老人グループホーム等の在宅支援収容施設につきましては、十勝町村会といたしましても、町村個々の個別の対応ではなくて、広域的な形でそれを設置をすべきとの考え方の下に、道を通じて要望をいたしているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

[ 町長 斉藤敏雄君 降壇 ]

議長(湯浅 亮君) 13番、千葉正博君。

13番(千葉正博君) 今、町長の答弁の中で最後に広域的考え方ということでお伺いしたわけですが、特に痴呆性ということについては、小規模でものごとを対処していくという中においては、広域的よりむしろ町村単位で進めるのが一番いいのではなからうかなと、このように考えておりますので、是非、町としてもね、そういう方向づけをね、持って進めていただきたいなと考えますが、いかがでしょうか。

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

町長(斉藤敏雄君) ただいま、千葉議員からご質問ありましたように、理想的な方法だということは、私も十分認識をいたしてありまして、前段で申し上げましたケアハウスとの関連、その他含めてそうした地域での在り方というものは、今後とも引き続き検討したいというふうに思っております。

議長(湯浅 亮君) 1番、吉川幸一君。

[ 1番 吉川幸一君 登壇 ]

1番（吉川幸一君） 平成8年定例第4回の一般質問に1点、町内看板の見直しについて質問をさせていただきます。新得町内を車で走っておりますと、いろんな看板が目に入ってきております。町関係の案内板、各種団体等の看板、企業、また個人の看板が多数立っております。デザインはすばらしく、見て分かりやすく、目を引くもの、また逆にデザインはすばらしいんですが、立った位置が少し悪く見づらいもの、さびが浮き出て字が読めないもの、斜めになって立っているもの、字のところが壊れているもの、また倒れているもの、現在、そのようなものがなくても立っている看板など、言葉でつぶっていったらきりがございません。看板は、私たちの生活の中で非常に役に立っており、全町の顔、形になっているのではないかと思います。全町公園化をうたっております町長、町関係、各種団体の看板は100年記念事業の前に建て替えか、取り外し、又は補助を新しく付けて検討をする、企業、個人の看板は古くなっているものに対し話し合いをし、全町公園化に協力をさせていただくよう努力をしていただきたいと思います。町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

[1番 吉川幸一君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） 町内看板の見直しについてのご質問であります。ただいま、ご指摘のとおり町内には公共的なものを含めまして、企業や団体等の看板が幹線道路を中心に多数設置をされております。従来、公共的な看板につきましては、担当する課におきまして個々に点検、調査を実施し、整備しておりますが、その後かなり時間が経過しておりますので看板類の全町的な総点検を実施をしたいと考えております。その結果、文字などが見えにくいもの、既に役割を終えたものなど、看板類につきまして、設置されているかたへ、全町公園化計画の主旨や町民憲章で唱えております環境美化についてのご理解をいただきながら、手直しや取り外しを含めまして要請を行ってまいりたいと考えております。なお、建て替え等に伴う町の助成措置等につきましては、その公共性や必要性を検討した上、従来 of 経緯も踏まえて、その設置団体と協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） 新得町の入り口に立てる看板は、その入り口の風景ですとか、場所ですとか、いろいろなものを考慮して斬新なアイデアで新得町を宣伝する。このものはですね、統一をしなくても、私はいいと思っているんですけども。今後、新得町の案内板、いろんな意見もあろうかと思っておりますけれども、私はいろんな案内板は統一された方が、ある程度いいのではないのかな。ですから、今後、いろんな施設が建ちまして、案内板を道路サイドに必要な時に、新得町の図案、図形はこういうふうな形で決められたらその案内板も見やすくなるのではないのかなって、私は一個人の考えで思っております。前に町内会に案内板の補助が出て、各町内会、案内板を建てたんですけども。各町内会、いろんな予算との検討でばらばらな案内板を、今、設置しているのが現状でございます。町関係、また各種団体ですね、補助が出るようなものは、いろんな色ですとか、看板を、今後、見直していただいて、建てる検討の材料にさせていただきたい。私そのように思っておりますけれども、お聞かせ願いたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問は、基本的には町の公共施設の案内板をある程度統一性のあるもので、また町を表現するシンボリックなデザインだとか、そんなものも含めて検討してはどうかというふうなご質問だったかと思えます。私ども、先ほどの答弁の中で、団体や企業などを含めたそうした面についての実態調査をしながらいろいろ相談をしていくという観点からまいりますと、まず、公共の分がやはり模範を示すということが極めて大事なことであり、従って、公共施設での案内の看板につきましては、そうした主旨を生かして全町的に整備を図りながら民間や個人のかたがたにもいろいろな面でご協力を賜っていきたく、そのように考えております。

---

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をいたします。11時10分までとさせていただきます。

（宣言 11時01分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 11時16分）

---

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

[ 8番 能登 裕君 登壇 ]

8番（能登 裕君） 私は、2点についてお伺いいたします。

1点目は、100年記念事業、全町公園化事業のプロジェクトの進捗状況と運動公園の見直しについてであります。100年記念事業は、平成11年には新得の地に開拓が入って以来100年を迎えるにあたり、第6期総合計画の重要な基本施策の一つになっております。住民の意見を聞きながらプロジェクトを進めていくことになっているのであります。しかしながら、プロジェクトの進捗状況が見えてこないのであります。現時点で、どのような動きになっているのか。プロジェクトの機構と運営はどのようなになっているのか。各課の担当者が一堂に会しての打ち合わせをしているのか。また、今後はどのようなスケジュールで進めていくのかお伺いいたします。全町公園化事業についても同様にお伺いいたします。特に、全町公園化は、第6期総合計画のみならず、町長の公約でもあり、住民の期待も大変大きいものがあります。その中でも、運動公園の見直しは不可欠であり、住民の関心が高いのであります。様々なスポーツ施設が企画され、実行されようとしているのに、運動公園の見直し計画案が出されないということは、町づくりを進めていく上でのレイアウトが出来ないということであり、町長の任期も残り少なくなってきております。町長公約という性格上、運動公園の見直し計画案を示すべきだと思っておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

2点目は、新得高校への支援策の成果及び充実についてであります。町は、新得高校の1学年2学級維持のために、今年度から様々な支援をいたしました。振興会を発足させ、結果的には子供たちの教育に役立っているのですが、発想は父母の経済的負担を軽減し、新得高校に来てもらい、2学級を維持するための施策であります。幸いにも様々な配慮からへき地校においては、当面、学級減は回避されたようですが、今後も支援を充実させていくのか。充実させていくならどのような支援策を考えておられるのか、お伺いいたします。また、支援策の一つとして、打ち出していた高校の給食導入計画の状

況はどうなったのか。今年から実施された奨学金の支給、通学費の助成状況、及び評価についてもお伺いいたします。特に、町内通学については、全額支給と言いながら、実際は年間10か月の助成であります。12か月分を助成するべきだと思いますが、教育委員長の見解をお伺いいたします。

[ 8番 能登 裕君 降壇 ]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[ 町長 斉藤敏雄君 登壇 ]

町長(斉藤敏雄君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

新得町の100年記念事業についてであります。明治32年、開拓の鍬がおろされてから平成11年に100周年の記念すべき大きな節目を迎えるわけであります。今日の本町の繁栄を築きあげた先人の皆さんがた対して敬意を表し感謝申し上げますとともに、私たちは2世紀に向けて誇りある新得町を作り上げる責務があると考えております。さて、ただいま、ご質問にありました100年記念事業プロジェクトにつきましては、現在、各課にわたって委嘱した職員18名による庁内検討委員会を設置いたしまして、100年記念事業の素案を検討しているところであります。事業の検討に当たりましては、町民や職員などからの事業の提案を受けながら、100年を契機に新たな町づくりのきっかけになる事業を基本にしながら、取り進めているところであります。なお、今後におきましては、庁内検討委員会の計画素案に基づき、町づくり推進協議会で具体的に協議をいただきながら、明年9月を目処に記念事業を策定し、議会でご審議をいただきたいと考えております。更に、町史、100年史も平成9年4月から取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、全町公園化の推進に当たりましては、財政事情等を勘案しながら、国や道の補助事業などを有効に取り入れまして、関係各課の緊密な連携の下に進めてまいりたいと思っております。ご質問の運動公園の位置づけにつきましては、全町公園化プランの新得の中央公園として、佐幌川両側一帯を総合的に整備する予定でありまして。この佐幌川左岸線一帯の整備につきましても、既に桜づつみ事業は着手しておりますし、樹林帯を中心としたランニングコースなどの基本計画も委託いたしておりますので、近く庁内関係課の検討会を実施いたしまして、その後、町民の皆さんにお諮りすることにしたいと考えております。なお、この中央公園の核となる施設であります運動公園の見直し再整備につきましても、現在、教育委員会で検討委員会を発足させまして検討いたしているところであります。全町公園化基本構想は短期間で終わるものではございませんので、長い期間をもって十分に検討し協議を重ねながら進めてまいりたいと思っております。なお、運動公園の見直しにつきましては、教育委員会より答弁をさせていただきます。

[ 町長 斉藤敏雄君 降壇 ]

議長(湯浅 亮君) 教育委員長、高久教雄君。

[ 教育委員長 高久教雄君 登壇 ]

教育委員長(高久教雄君) 能登議員から2点ほど、ご質問がございますのでお答えをいたしたいと思っております。

ご質問の中の運動公園の見直しについてでございますけれども。運動公園の見直しにつきましては、教育委員会において10月に18名の委員で構成する新得運動公園等施設見直し検討委員会を発足をさせ、明年3月を目途にですね、長期的な視野に立った運動公園の見直しを検討中で、いろいろとご意見をいただくことになっておるわけでござ

います。この運動公園の見直しに当たりましては、全町公園化計画と深く関係をいたしますので、整合性を図り、幅広くご意見をいただいて、将来を見通した長期的計画を策定いたしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じるわけであります。

次に、2点目でございますけれども、新得高校への支援策の成果並びに充実についてでございますが。町議会のご理解を得まして地元高校の振興と充実のため、平成8年度で奨学金支給制度化、通学費補助の充実、新得高校振興会補助など、思い切った支援を実現することができました。これを具体的に申し上げますと、まず、奨学金の状況でございますが、経済的理由により修学が困難なかた8名に対し79万2,000円を支給いたしました。また、通学費補助でございますが、町内バス通学者31名、自転車通学者4名、町外列車通学者29名、合わせて62名に対し537万4,000円を助成いたしております。次に、高校給食導入計画についてでございますが。給食実施に当たっては、新得高校及び父母の意向が基本となりますが、高校としての受け入れ態勢の問題、生徒への給食指導の問題などの課題もございます。現在のところ、具体的な協議まで至っておらないと伺っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。次に、高校支援策の充実についてでございますが。平成9年度公立学校適正配置計画で条件付き間口減の措置が廃止をされ、入学者が31名以上となった場合には、特例として2間口が認められることになりましたが、近年の生徒数の減少により、将来、間口減の問題が浮上してくることも心配されますので、引き続き高校支援策については続けていかなければならないと考えております。なお、高校における新たな取り組みといたしましては、魅力ある学校づくりのため、平成9年度でインターネットを採り入れ、情報教育を学校の特色として打ち出したいとの計画を持っておりますので、町といたしましても支援を検討中であり、地域や父母に評価される学校を目指し、高校側でも真剣に取り組んでおりますので、一人でも多くのかたが新得高校を受験されるよう期待しております。最後になりましたけれども、バス通学費を12か月分支給すべきとのことですが、現在、通学費については夏休み、冬休み、春休みを除き10か月分を助成しておりますが、しかし、実態といたしましては、10か月では十分でないという状況もございますので、平成9年度から小、中学校と同様11か月分の助成を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解の程をお願いを申し上げまして、答弁と代えさせていただきます。

[ 教育委員長 高久教雄君 降壇 ]

議長(湯浅 亮君) 8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 100年記念事業の件なんですが、これは第6期総合計画に盛られている重要な事項であります。これほかの第6期総合計画はですね、10年単位で考えてしかるべきものなんですが、この100年記念事業というのは10年単位で考えては、当然、困るべきものでありまして、平成11年までにはそれをやらな駄目なものなんだ。ということからですね、実はこれ、私は少し疑問あった点でもあるんです。仮に、第6期総合計画の中に入れなくても社会通例上100年ということになれば、何か行事なり、何かやるわけですよ。それにも関わるはずですね、総合計画の中に入れるということはかなり大きなウェートを占めると理解するわけです。何をやるかというのは私は、実際、分かりませんが、ハード面に力を入れるのか、ソフト面で力を入れて区切りをつけるのか、それいろいろ施策はあると思います。しかし、実際はですね、私も長いと思ってましたら、実際、あと2年しかないわけですよ。やるものによってはです

ね、決して長くはないわけですよ。何をやるか、そのですね、今まで何をやるかも見えてなかったものですから、非常に少し疑問が残ると。何かちょっと大きなものをやるとしたら2年では短い場合もあるわけですから。これ出来るだけ早くですね、示して、検討委員会、この頃、行政というのは常に検討委員会が好きなので、ちょっと疑問も感じるんですがね。意見を聞くことはいいことです。いつもそれを出来るだけ早くですね、公開をしまして、修正をするところは修正する、また違う角度から意見を聞いてみるというのはですね、これ筋だと思っんです。あまりぎりぎりになって答申を出されてね、修正きかないということになると、後にも先にもどうにもならんと、こういう状況にならないようにですね、私は出来るだけ早く、早く示してほしいということを言っているわけでありまして。あれをやりなさい、これをやりなさいとは言いませんから。ただ、来年9月ということですが、もう少し早くなれないのか。9月であれば遅いんでないか、結局、来年の予算措置になってしまいますので。いろいろ難しい問題をやりたくなった場合にやっぱり遅い、9月になれば1年半しかないわけですから。それで100年事業が達成できるのかどうか、疑問に思います。

それですね、公園化事業なんです。これもなかなか、これ町長言われるとおり長いスパンですから、私も出来ないところご理解しております。だからそれはいいんです。ただ、それをやるにつけて、ただ運動公園の見直しだけは、私は出来るだけ早急にやるべきだというのがですね、第6期総合計画でいろいろスポーツ施設がですね、充実を図られて、その中にもパークゴルフ場、サッカー場、プール、うたっときながら、必要であるとなっているわけです。ものはどんどん出来ようとしてます。実施設計に入ったものもあるし、いつのまにか知らないうちに出来た実施設計したランニングコースもあります。私、これね、たとえがいいのか悪いのか分かりませんがね、家で考えますと、新しく家が古くなって住宅計画して、住宅も出来てないのに家具だけがどんどん入ってくる状況なんですよ。こういうことではですね、町長の描かれている公園化構想というの支障をきたすんでないのかなと思うんですよ。確かに、施設というのは、便利な時のレイアウトも出来ないままにもってくると、常に便利、便利なとこにきますよね、それ常です。これ当たり前なんですよ、ただ、私、思うのに便利と町づくりは背中合わせの部分が多少あると思うんですよ。レイアウト考えた場合に。その辺の判断というのは、理事者にこれからすごく重要な判断材料になってくるのかなと。これもあんまりいい例ではないですけどね。友達いましたけど、便利だけ考えますとね、万年床敷きまして、周り周りにですね、着替えやゴミ箱、まな板、食器、食器まで置いてですね、生活している人いましたけども、確かに便利ですけども、それが果たして生活していく上で快適かどうかというんで、これ一緒だと思うんですよ。それ町民のかたもですね、施設は欲しい、確かに欲しいです、どこにもってどういうレイアウトをしているのかというのが、僕は知りたいと思ってるんですよ。これがなくてはね、運動公園も充実したものにならないし、あといろんな課題あるわけですね、400メートルのトラック、野球場の改修、長いスパンで考えるとですね、老人ホームどうするかまで出てくるわけですから。その辺をもう少し、今、ここで言えとは言いませんが、早く計画を出すべきだと私はこう主張したいと思います。

それとですね、高校支援なんです。これ非常に難しくてね、これがいいというのは実際ないんですが。今までやった策というのはですね、議員協議会で申し上げたんですが、応急措置に近いもんだと思うんですよ。確かに新得高校にいっぱい生徒が来てもら

ってですね、充実させたいと思うんですが。私、思うにはですね、応急処置プラス本当のいい意味でのですね、魅力、独特なものというのが並行してやっていくべきだと思うんですよ。とにかく応急処置で終わってしまっているという部分が非常に強くて、これは必ずしも支援策の応急処置だけがベストとは限りませんから、早く、出来るだけ早くですね、独自性と言いますか、特色をやっぱり持たしてですね、ことも考えながら支援を進めていく、こういうことが私は大切でないかなと。それとですね、通学費の助成なんですけどね。これ確かに金銭的なものあるんです。その影にはですね、もう一つ忘れているところがあるんでないのかなと。高校に振興会というのが出来ましてね、振興会でいろいろ策を、いろんな施策をやっていますが。町の独自の施策としましてね、交通費助成をやっているわけですが。振興会はですね、夏期講習をやるのと、部活をどんどんやりましょうと、振興会からいろんな助成をやっているわけですよ。パンフレットも出しまして、全額支給だよということをね、うたってるわけですが。町はですね、そういう振興会の教育に対する助成策と連携取れているのかなと。もし連携がちゃんと取れていればですね、10か月という発想は僕は出てこないと思うんですよ。振興会とのですね、振興会は夏休みも、休みも夏期講習やりますよ、部活もどんどんやりますよ、支援しますよと言っておきながらですね、町の支援策はそれをカットしているわけですから、休み分。連携、振興会とのですね、連携うまくいってるのかどうか、そういう疑問さえ持つわけですけども。これ11か月、答弁願いましたけれども。なぜ、11か月なのか。なぜ、11か月にせな駄目なんですか。今、これ初めてのね、例であれば、私、そうかなと思いますけれども。今まで一部助成をしていた時には1年分出していたわけですよ、1年分。みんなは支障なくて、時間、通学調整をしなくともですね、気軽に4,500円ですか、補助、事業出しましてやっていたわけですよ。なぜ、11か月でなければ駄目なんです。その辺のそこをお願いします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

まず、本町の100年に向けた事業の考え方の問題であります。私どもは、必ずしもその100年だからということで、他町村でも最近100年記念事業をやって、それなりにいろいろな事業を実施したように、新聞報道等で見させていただいております。私は、総合計画なりですね、町の長期的な計画が、ある程度その節目に一つの目処が付いていくというふうなものを基本的な考え方といたしまして、多額の費用を掛けて、必ずしもいかがかというふうなところまでですね、基本的には考えておらないわけがあります。しかしながら、町民の皆さんがたを含めて、いろんなご意見が、今、寄せられているところでありまして、そうしたものを全体的に、今、整理をいたしております。従いまして、なるべくそうした作業を早めに終わらせながらですね、出来るだけ早く町づくり推進協議会なり、議会の方にもですね、こうした形でまとまりつつあるという段階でご相談をさせていただきたいと、このように考えております。

それから2点目の全町公園化とかかわっての運動公園の見直しの在り方の問題であります。細部については、また、教育委員会の方からも補完をさせていただきたいと思っております。ただいま、ご指摘のようにやはりなるべく一つの方向性というものを明確に示していく必要があるであろうと。それを将来、具体的に実施するには、やっぱりかなりの長いスパンを掛けながら順次整備をしていかなければ、その全体像も相当大がかりなものになるようでありまして、それだけに財政の問題を含めて慎重な対応が求め

られてくると思っております。しかし、いろいろな総合的な運動公園として、やはり急がれるものも、当然、あるわけでありまして、その辺の整合性を図りながら、是非とも早いうちに一定の方向をお示ししながら、またご意見なりご批判を賜りたいとこのように思っております。ご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） まず、運動公園の部分につきまして、私どもの、現在、管理をしてございますので、もう少し触れたいと思っておりますけれども。10月に18人の委員さんで発足をいたしまして、現在、運動公園等の町内施設の見学、そしてまた管内的にそういうリニューアルを含めて整備をしております幕別町さん、大樹町さんの施設等を見ていただいて、町内の屋外施設に対して、特に運動公園を中心にしてでございますけれども、現在、現況、そして課題の洗い出しというようなことで、検討いただいているところでございまして、この後、具体的にですね、いろいろ意見を煮詰めていくという段階になるかというふうに思っています。出来るだけ早くということで考えておりますけれども。できれば3月までということですね、目標持っているところでございまして、場合によりましてはいろいろ関係団体さんの意向だとか、あるいは現在のスポーツの動向がどうなるのかというような、そういったこともいろいろ検討話題として出ておりますし。あと、そのほかには有料化の問題なんかも、私どもとしては一定の方向づけなんかもいただきたいなというようなことも願いとして持っているところでございまして。いずれにいたしましても、全町公園化計画の中の一分野というような押え方ですね、出来るだけ早くまとめていただいて、そしてそれが実現できるような方向でいろいろ意見調整なんかもしながら進めて、ご理解を得たいというふうに考えています。委員さんがたの中でも、やはり長期的に見てどういう方向がいいのかというようなそういう視点ですね、今、考えているところでございまして、多少時間が、場合によっては要する場合もあるかなというふうに思っておりますけれども。精力的に検討いただいているところでございます。

それから二つ目の高校の支援策の関係でございまして、その魅力づくりにつきましては、議員さん言われるとおりでございまして、私どももそういった面ですね、これという具体的な策があれば、それは検討してまいりたいというふうに基本的に考えているところでございます。先ほど、9年度に向けてということでインターネットのお話があったわけでありまして、これなんかも学校の方からですね、子供たちがいろいろコンピューターを入っている中で魅力を感じているのだというようなことから、出てきたようございまして。現在、課外の講習だとか進めているわけございまして、いろいろお聞きをしますと、こういった中で具体的に、今年、進学の上でもですね、学校として効果が出たという押えをしているところでございまして。また、ワープロも、今年、導入させていただいたわけでありまして、お聞きをしますと、この検定試験で、現在、産業教育振興会の検定で5人、それから全国商業高等学校協会の検定で6人、このうちには2級の者も出たというようなお話しも承っております。また、地域の活動に対しましても、大変、学校施設を開放してということで、6月からは自然観察講座ということで、12月の14日までに計10回開いているわけでありまして、これにも20人程の一般の町民の受講者があるようございまして。また、情報処理の講座も8月から9月にかけて10回で開いたわけですが、これも15人の受講者があったということで、9人に対して終了証を交付したというふうにもお聞きして



おります。また、先生がたも大変積極的に取り組んでおりまして、先般のかくし芸の大会のよさこいソーランの、最後にありましたけれども、これの指導者も音楽の先生でございますし、子供たちも12名が参加をしております。また、先般の健康まつり、町づくり大会におきまして、ボランティアサークルのオダッシュを中心といたしまして、十数人の高校生が準備から後片付けまでですね、手伝ってくれたというようなことで、関係者からも大変おほめをいただいたというようなこともございますし。また、学校中の活動の分野でも、今年、高体連の放送コンテストで十勝の放送番組の製作部門で最優秀になりまして、全道大会に行ったとか、アナウンスの朗読部門で奨励賞をいただいて全道大会に進むとか、また、サッカーも今年の十勝支部大会でベスト8まで勝ち残ったとか。こういったことでいろいろ活動面でもですね、力が付いてきているなというふうに思っています。就職の方の状況でも、今年の卒業生は48人ということでお伺いしておりますけれども。就職希望者が27人おりまして、自営、内定含めまして、今、22人、81%がもう既に決まったというようなことで、あと残りは5人のかたというふうにお伺いしております。また、進学の方でも21人が希望されているようだけれども。大学、短大、10人希望されておりまして、そのうち5人が既に推薦決定をされているということで、まもなく帯広の大谷も発表になるようではございますけれども、これもまず間違いないでしょうというようなお話しもございます。また、専門学校につきましても11人が希望されているようだけれども。これもほぼ10人がもう内定をしているというようなことでございまして、それなりに力が付いてきているというふうに理解をしております。これからは是非、そういった具体的に支援策として適当なものがあればですね、ご提言もいただきたいなというふうに考えております。

それから、通学費の関係でございまして。この通学費につきましても、振興会の予算の中というふうにお話しがあったわけですが、これ直接、振興会とは関係なく処理をさせていただいているところでございまして、町の方と高校さんの中ですね、事務的な処理をしているということでございまして。11か月ということの押えにつきましてもはですね、従来そうではなかったのではないかというお話しもあるようでございまして、今、中学、小学校の方の義務教育サイドと合わせる形でどうかなというふうに考えているところでございまして。こういった夏場の講習、それから部活につきましてもこの期間とはですね、別にして考えて11か月というふうに、今、考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 高校のバスの通学費の件なんですがね。私はね、振興会から出しているとは申しませんが、振興会との事業との連携がうまくいってないのじゃないのかということをお聞きしたわけでありまして。ただですね、11か月を払って、なぜ、12か月で駄目なのかというのはですね、私いろいろな疑問があるわけですよ。決算委員会でも質問しましたが、赤字補てんというのはですね、実はバス会社にやるわけですよ。確かに、大きな十勝のプールで考えますから、全部その部分が町が金出した分が赤字の助けになるとは申しませんがね、それ教育委員会サイドで出そうがですね、後からバス路線の補てんで出そうがですね、1か月というのは大した差ではないのかなと、予算的にですね。それとですね、12か月とやればですね、わざわざ12か月全部使いなさいと言ってるわけでもないんです。出来るだけ使わないときは省きましてね、抑えられればすむことですから、普通に使ってですね、12か月使う場合もあ

るわけです。というのはですね、定期というのはですね、1か月単位でしか売ってくれないわけですよ。夏休みの途中ね、冬休みの途中になってしまってますね、なんぼ調整してもですね。ただ、定期はですよ、はい、夏休みも始まるまでとか、必要なときまでと20日間とか買えるなら、またそういう論理が出てくるんですが。1か月しか売ってくれないわけですよ。必ず端数がついてまわるわけですよ。それで11か月というのはですね、私は非常に問題があると思うんです。特に屈足のかたなんかはですね、調整きかないですよ。途中、自転車で行くとかですね、こうならば調整つくかもしれませんがね、夏場にね。屈足のかたは恐らく無理でしょう。それと、まあ、高校にもいろいろ問題ありましてね。夜遅いと心配するとか。いろんな問題もあると思うんですよ。12か月になったから、そんなにですね、その申し合わせだけしておけばですね、そんなに経済的な負担というのが、町に対しての負担というのがですね、私は本当に微々たるものでないのかなと、こう思うんですがね、どうですか。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） 利用されるかたとしては、そういう希望はあると思います。ただ、小、中学校の場合も、定期プラス回数券ということで対応してございますので、そういうような買い方も実際にはあるのでないのかなというふうに考えていますので、当面ですね、11か月ということで一度実施をしてみて、その実態がどういうことか、また見極めも必要かなというふうに思っておりますので、その辺、これからの課題としてですね、検討もしてみたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

[ 14番 宗像 一君 登壇 ]

14番（宗像 一君） 私、2点ほど上げて質問させていただきます。

まず一つ目なんですが、企業誘致の現況についてでございます。かつて庁舎内に企業誘致担当課が設けられ、幾つかの企業誘致もあったわけでございます。非常にご苦労されていた様子も見受けられました。その後、いろいろと企業の動きもありましたが、これまでの地域活性化の切り札は、企業誘致ということであったわけでございます。しかし、このような典型的な外来型開発の手法も、非常に難しいものと理解はしております。しかし、だからといって手をゆだねることの出来ないものでもあろうと思います。厳しい情勢とはいえ、企業誘致の促進はそれぞれの機関に働きを掛けているでしょうし、また努力されていることと思いますが、現在の企業誘致の動きについて次の点でお伺いいたします。一つ目として、本町の企業誘致の現況はいったいどのようになっておりますか。本年の動き、また新年度に向けての計画の進めなど。そして、次には、見通しとしてはいったいどうなのかというようなことでお伺いします。また、2点目に本町の工業団地としての指定区域は、どこなのか、屈足地区も含めて教えていただきたい。また、現在の遊休地になっている場所、また面積はいかほどにあるのかということもお願いしたいと思います。

二つ目といたしまして、屈足の工業団地の整備、造成化についてでございます。主要道道帯広新得線も、今、大きく変わろうとしております。新清橋の架け替え、屈足坂の改良工事、また、今、工事中であります旧拓殖鉄道跨線橋の改良など、本町と屈足間は非常に近く感じられようとしているわけでございます。また、これからの地域産業振興をどのように進めるかと思うときに、道道帯広新得線の改良工事は、実にありがたいことだと思っております。屈足の木材会社、また工業営む各会社も非常に見やすく明る

く感じられるでしょう。屈足の工業団地も遊休地はありますが、企業はやはり道路沿いで交通に便利な所が条件とされております。そこで私は、道路の改良に併せて、あの地帯を屈足の工業団地として、土地の取得、造成を考える、そしてそこに工業団地の看板を建てて、現在ある各企業の案内板を設置し、地場産業育成のためにも力を注ぐべきではないかと思うのでございます。看板は地域振興のシンボルであります。看板を設置することによって、団地の機能、また企業誘致の要ともなるのではないのでしょうか。地場企業の活性化、要するに地場産業を起こすことに力を注ぎ、内発的発展を目指すともに、今後の屈足の開発を思い、条件整備が必要ではなからうかと思うのでございます。そこで次の点をお尋ねいたします。主要道帯広新得線の道路沿いに屈足工業団地造成の必要性はないのでしょうか。また、2点目に、その地に屈足工業団地としての看板を建て、各企業の案内板の設置計画を図っていただきたい。

以上、お考えをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

[ 14番 宗像 一君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[ 町長 斉藤敏雄君 登壇 ]

町長（斉藤敏雄君） 宗像議員の質問にお答えをいたします。

まず、企業誘致の状況であります。現在、国内の経済情勢は、緩やかながら回復基調にあると言われておりますけれども、一部企業におきましては、設備投資等の積極的な部分も見受けられるようであります。しかし、多くの企業におきましては、景気回復や雇用不安等で、事業の拡大に慎重に対応している状況がございます。こうした中におきまして、本町におきましても、いろいろなかたのご協力を得ながら、企業誘致に関しての情報収集に努力しているところであります。そうした中で、若干の情報も寄せられてはおりますが、まだ具体的に結びついているものはございません。今後とも企業誘致は、地域活性化に、直接、大きな原動力となり、大切なことでありまして、更に積極的に取り組んでいきたいとこのように考えております。次に、工業団地の状況についてであります。現在、町内には、北新得団地と屈足団地の2か所を抱えております。北新得団地につきましては、関木材外9社が立地をいたしまして、企業活動を続けており、分譲可能用地は新得団地にはなくなっております。また、屈足基線の清水町界に所有する屈足団地につきましては、不二建設外2社が企業活動をいたしてありまして、現在、約2haの分譲可能用地を所有している状況であります。

次に、屈足の工業団地の整備、造成についてであります。新清橋の架け替えに伴う、屈足坂から旧拓殖鉄道跨線橋の改良につきましては、地域のかたはもとより、通行車両の交通安全対策上からも大変歓迎されると同時に、屈足地域の産業振興にも寄与するものと考えております。ご質問の工業団地造成とその必要性についてであります。先に申し上げましたように、町には、屈足には約2haの分譲可能用地を保有してありまして、いつでも企業の進出に対応できる状況にあるかと考えております。従いまして、今後、更に町が用地を造成、確保することは、当面、遊休地を保有する形になり、またこの間、造成投資額と金利負担等で年々その価格が上昇いたしまして、実際に売買される時点で高額となるなどの、処理に難しい点もございます。従いまして、町といたしましては、ご指摘の道路沿線で、農地や工場跡地など未利用地が発生した場合に、その土地所有者からの相談があれば、その時点で検討させていただきたいと考えております。次に、屈足木工団地の看板、あるいは企業の案内板の設置についてであります。木工団地との名

称につきましても、ただいま、ご質問ありました地域内にはコンクリート工場、あるいは鉄工場、アスファルト工場、青果選別場など様々な業種が混在しておりまして、これらの企業の合意が得られるかどうかと。また、それぞれの企業名が入る看板につきましても、町が設置するためには、それなりの条件整備が必要かと思えます。看板の有効性は十分理解するところでありまして、ご質問の地域での事業を展開されております企業は、それぞれ立派な会社でもありますし、会社間で十分に相談をされまして、企業のアピールにつながる看板設置のご希望がまとまれば、町でも、その用地の提供や申請手続きなどの側面的な協力をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 14番、宗像 一君。

14番(宗像 一君) 企業誘致の件は、今、情報収集があるということですので、今日のこういう時勢ですから、先を見越しての進めが大切であろうと思えます。幾つかのそういう話があって何か明るい話があるんでなかろうかと思ったわけですが、そういったことでいろいろと難しいものがあるようでございますが、ひとつ手抜かりのないようにひとつお進めをいただき、ひとつよろしくお願いしたいと思えます。大きな企業も大切と思えますが、優秀なベンチャー産業、ベンチャービジネス産業の進出等も多く取り入れるような方法もいいんじゃないかと、そういった話や何かはまったくないんでしょうか。ひとつそこら辺ちょっとあったら、また、それらの見通しもどうなのかなと思うわけでございますが。また、工業団地の件なんですが。非常に新得の方は、何かもうないと。屈足の方に2haぐらい残っているんだということで、これから土地の確保にもいろいろと必要性が大切だろうと思うわけでございます。本町においては、畜産試験場の再編整備やら、夕張新得線の促進など思うときに、ただ単なる工業団地だ、あるいは市街地、あるいは商業地帯だというそのなどなどの色付けだけではなくですね、ひとつ全町的な土地利用計画というものをきちんと立てる必要があるんでないかと。また、具体性のある、実現の出来るものでなければいけないと。そういったことを考えるときに、どうも先ほどの答弁聞いても新得だけに固執されているような気がしてならないのでございます。

まあ、私は、その2点目の屈足の工業団地、また看板の件ということは、屈足の市街地は21号を中心にしてですね、あの地帯こう丸く描かれて、街の形成ということになっているわけですが。それらを思うときですね、先ほど申した道路沿いは工業団地として非常に望ましい場所であるなど、そしてもしあそこら辺が工業団地として無理があるならば、工場適地としてですね、土地の確保にあたり、いただきたいと。そして、非常に、新得、屈足間の距離感というものは近くも感じているし、そういったことで第6期総合実施計画の中で164ページ見ましたときに、工場適地として取得をすると、10万㎡ほど取得をするというふうに書かれているわけでございます。また、179ページの社会条件の中には、新得市街と屈足市街は、主要道道で連結されていると示されているわけです。まあ、まさか屈足は考えていないんだ、まあ確かに閉鎖した工場もありますからそこをということであっても、それではそれに対しての何て言うか、企業誘致に対する準備関係だとか、そういった形が全くなされてないわけでございまして。まあ、非常にそういった形の中で企業誘致するということは条件的にどうなのかなとも思えるわけでございます。そういったようなことで、屈足を含めての土地利用計画という設計

はどんなものかということでお伺いをしたいわけです。また、企業案内板も非常に沢山の企業があって、それぞれいろんな企業があるものですから、大変なことは確かでございます。しかし、そういった団地という看板を上げることによって、また企業のそういう案内をすることによって、非常に入りやすい企業もあり、また現在ある企業も非常に活性化が図られるんでないかと。そういった意味も含めて地域産業の活性化のためにも、何とか町は企業からお金をもらって云々ということではなくして、こういう団地、企業がありますよというようなことをやってはどうかと。それぞれの企業においては、玄関先の看板は自分の会社で建てるとしても、そういう道路沿いにこういう会社があるんだという案内を何とか、我が町で考えてやるのが本筋でないかと思ったので、そこをお願いをしているわけですが。もう一度その点のご回答をお願いしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

企業誘致の考え方ではありますが。私どもも特命大使ということで、東京に本店、あるいは札幌に本店のあって、帯広に出先のある機関その他を含めて、非常に金融サイドから確かな情報というふうなことを含めた、いわゆる特命大使という制度を作っております。そうしたところからも情報の収集をしているわけではありますが。前段で申し上げましたように、多少の景気の回復の兆しは見えつつあるとしても、また片やでは大変厳しいリストラ等進めて、企業の状況というのは、必ずしもいい、今、時期にはないわけです。バブルがはじける以前の好景気の時代のようなのであれば、非常にそうした面での企業誘致というの、もっと企業活動が活発だったと思うわけではありますが。近年のバブル以後の状況としては、そういう情勢にあると。しかし、そうした中であっても、私どもとしてもいろいろな企業誘致のための努力を今後とも続けていきたいと、このように考えております。

また、工業団地の問題であります。今、新得と屈足の、屈足が孤立というふうなお話しもあったような気がいたしますが。私どもは決してそのようなことは考えておらないわけでありまして、屈足地域の振興というのは当然のことながら、新得町全体の振興の上で大切なことでありまして、そうした面ではいろいろな振興策というものを今後とも考えていきたいと思っております。今、総合計画のお話しございましたが。総合計画の中では、全町的に10ha程度の工業団地の確保ということが計画として載っているわけでありまして、それを実現する上において、屈足地域と新得地域の在り方というふうなものが、当然、検討されてくると、また、していかなければならないと、基本的にそのように思っております。それからまた、工業団地の案内板の問題ではありますが。私は、今、宗像議員おっしゃいますように、工業団地としてのやっぱりアピールというのは非常に大切なことだと、このことだけは十分理解をいたしております。しかし、他の産業、あるいは他の商工業の皆さんがた、それぞれ看板というのは基本的にはその会社なり、あるいは個人なりの責任において対外的なアピールをされているという現況を考えたときに、特定の分野に対して町が直接的丸抱えです、それを設置をするということはいかがかと、このように基本的に考えるわけでありまして。従いまして、今、お話しのございます木工団地の地域の皆さんがたが、自分たちももうちょっと自発的に、そうした態勢を組みたいと、あるいは組んでいくと、その上において、半ばトータル的なですね、看板が出来る上において、町に対してもいかがかというふうになれば、これは相談に乗れる事項だと思っております。全体像を町がそっくり丸抱えで設置をするという

ことは、他の町が持っております工業団地についても実は同じことが言えるわけでありまして。その辺でひとつこの案内板の問題についてはご理解を賜りたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

14番（宗像 一君） 大変時間が経過しているようで、大変申し訳ございませんが、企業誘致の関係については、いろいろと努力される旨がお伺いできましたので、理解させていただきます。

工業団地の予定地の中で10万平米の問題に対しては、屈足もあれしているんだと、考えているんだということは、これも当然のことと思います。しかし、新得も非常に窮屈な中にこうなって、これから伸びるとすれば南新得の国道沿いになるのかなとこう想像はするわけですが。これは勝手な想像で申し訳ないんですが。非常に屈足の方にもそういった形で団地を考え設けるということであれば、先手を打って屈足の方の手を打っておくことも先決ではないかと思うんですよ。それなりに道路沿いというものは非常に企業としてはやっぱり条件とするわけですね。そういったことで、再度考え直しをしていただけないかということ。それから看板のその設置の関係なんです。まあ確かに、あそこに製材組合だとかいろんな会社があるわけですけども。先ほど、町長が言われるように看板は非常に設置することは大事なことであるということをお認めいただいております。しかし、そういう形を進めていくことをひとつどっかでしなければ、やはりそういった看板を設けることによって非常にこの地域の活性化というものを図れるんだというものを踏まえながら、ひとつ何とかやっぱり企業の協力を得ながらやるというのであれば、そういう形の中で進めていくということになれば、いつまでたってもあの状態で進んでいくんじゃないかと思うんです。ですから、私は、もしどうしてもその工業団地をその道路縁に、今、買うことが出来ないというならば、どこかの土地を借りてでも、そういったせめて案内板ぐらい設置してやってはどうかということでも再度お伺いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 先ほど、工業団地の問題につきましては、基本的な考え方を申し上げたわけでありまして。きっと今、宗像議員ご質問されている所は、周辺の農地辺りを指されるのではないかと考えております。従って、農地というのは農地のままそれが保有されていくということも考えながら、全体的な総合計画の内数で、どういうふうにして工業団地を整備していくかということも十分考えていきたい。今すぐ手を付けるのがいいのか、農地として保有される状態であれば将来的な課題としていくのがいいのかですね、併せてトータルとして考えていきたいと思っております。それからまた、屈足の木工団地の看板の問題でございますが。私は、対外的に企業名も表示しながら木工団地ですよという、その表示を対外的なアピールをしていくことは、これやっぱり非常にアピール効果があると思っております。しかし、それがですね、今、宗像議員おっしゃるように、町に全面的にとりますと、やっぱり他の企業なり産業とのそうした看板等との兼ね合いがどうしても出てくるのではないかと考えております。それだけに今、それを町が丸抱えで個別の企業名を表示した看板を設置することについてはですね、もうちょっと地帯の中でひとつのまとまりなりですね、そういうものを求めた上で、その後の課題になってくるのではないかと、そのように思っております。この工業団地の問題については、そうしたことのほかに、木工団地につきましてはですね、あそこの全体の地

形が非常に悪いわけでありまして、水の排水する場所がないという別な問題も抱えております。これは、何社かが影響する事項であります。そうしたどうにもならない町道に関わる分、そうした面で何とかその長年の隘路になっている部分を少しでも解消できるようにと、いうふうなことも片やで検討しておるわけでありまして。これ予てよりの課題であります。そうしたことでひとつ地帯の木工団地の企業の皆さんがたに町は町として出来るところについては、それを実施すると、あるいはしているということもご理解を賜りながら、是非、看板の問題についてはそのようにご理解賜りたいと思います。

---

議長（湯浅 亮君） 1時10分まで休憩とさせていただきます。

（宣言 12時21分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 13時11分）

---

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

〔2番 菊地康雄君 登壇〕

2番（菊地康雄君） 私は、2点について質問したいと思います。

まず、町としての少子化対策をとということで、大きな視点から質問してみたいと思います。北海道の平均出生率は、全国でも最も低く1.5人を切るところまで来ました。このことから見ても、日本の人口は、今後、減少の一途をたどることは間違いのないところです。国としてもエンゼルプランとして、子育て支援を打ち出しておりますが、厚生省の不祥事、財政的な面からも先行きは不透明なところです。また、この少子化対策、大切な対策だと思えますけれども、どちらかという高齢者対策の影に隠れてしまっているようにも見えます。日本の将来を考えると、まさに由々しき問題であるにもかかわらず、食糧の自給率の問題、そしてこの出生率の改善の問題に対して、切迫感というものがないのが少し異常なことではないでしょうか。ここで、労働力の確保、まだ不透明ではありますが公的保険金の負担の問題としての少子化対策を、国だけではなく、過疎化対策にも絡めて地域の課題とする必要性を感じております。新得町には、既に持っている充実した運動公園機能、ゆとりある教育環境、豊かな自然環境、その上、金銭的な負担をなくした保育、医療環境であれば、都会では不可能な子育て環境を提供できるのではないかと思います。出来ることなら国と連携し、少子化対策と過疎化対策を同時に考えるべきだと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

次に、卒業生にテーブルマナーの習得の機会をとということで質問したいと思います。既に、町営のレストラン等を持っている他の町村では行われていることだと思いますけれども。過日のお知らせしんとくで、ホテルサホ口の町民還元案内を見て、新得高校や町内の中学校の卒業生に正式なテーブルマナーの習得の機会をプレゼントしたら喜ばれるのではないかと感じておりました。町内施設の利用、そして趣の変わった研修機会を絡めて、町長の前向きな意向をお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

〔2番 菊地康雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 齊藤敏雄君 登壇]

町長（齊藤敏雄君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

町としての少子化対策についてであります。現在、実施しております各種対策といたしましては、妊婦を対象といたしました母親学級や出生後1か月以内の家庭訪問、毎月実施の乳幼児検診、更に年3回実施の離乳食教室、また町民大学で行っております赤ちゃん遊び教室、乳幼児教室などを、町の保健婦が中心になりまして積極的にそれらの事業を実施しているところであります。また、こうしたソフト事業のほかに国のエンゼルプランに基づきまして、女性の積極的な社会参加と育児環境を整えるために、幼稚園では園舎の改築と併せまして。明年度から3歳児の保育の開始をいたしたいと思っておりますし、保育所におきましてもこの度の園舎の改築と併せまして障害児保育の充実や緊急を要する子供の一時的な保育事業と未就園児も含めた子育て相談などの検討をいたしているところであります。今後の課題といたしましては、保育需要に対応し乳幼児が健やかに育つとともに、母親が安心して生み育てられる環境づくりが必要であります。本町にとりましても、この少子化対策は大きな課題でもありまして、抜本的な解決方法や具体的な対策に苦慮いたしている現状でございますが、これは一市町村だけの問題ではなくて、国の施策として打ち出すべきものであると考えております。今、全国の町村会といたしましても、この問題を取り上げまして厚生省や大蔵省など6省庁に対しまして、子育て支援の計画的、また総合的な対策を要望しているところでございます。今後、国のそうした施策に呼応しながら、町としても対応していきたいと考えております。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 教育委員長、高久教雄君。

[教育委員長 高久教雄君 登壇]

教育委員長（高久教雄君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

卒業生にテーブルマナーの習得の機会をプレゼントしてはとのご提案でございましたが。最近、食生活の多様化に伴い、正しいテーブルマナーの習得は社会人として大変大切なことであろうかと考えております。従いまして、新得高校生に対する卒業プレゼントとして、また体験学習の一つとして、高校振興会事業の中で検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解の程お願い申し上げます。

[教育委員長 高久教雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 確かに、少子化対策については、町長がおっしゃられるように国の問題として地方でなかなか取り組みにくい問題だとは思いますが。また、その少子化の原因というの、今、保育所、あるいは幼稚園の充実ということで、母親の社会的な進出の機会をとということすらも、むしろその子供を育てる上での逆の意味での足かせにならんとしているのが現状でありまして、様々な問題を解決しながら人口を増やしていくというのは、昔と違ってますます困難なことではないかとは思いますが。ただ、ゴールドプランの影に隠れてですね、エンゼルプランの細かい部分ですとか、なかなか目に届かない部分が多いわけですね。確かに、人口に占めるゼロ歳から15歳までの構成比と65歳以上の構成比は、もう既に現状では逆転しているとは思いますが、高齢者対策は必要ですけれども。この介護保険にしても高齢者をみていくその保険の負担というのは当然、労働者にかかってくるのが現状だし、ますますこれから増えつつあるわけですね。そういう意味からももっと切迫感を持った捕らえ方というのが必要だと思ふん



ですけれども、なかなかその切迫感というのが伝わってこない部分がありますので、先ほど、議長会を通して6省庁に申し入れをしているというお話でしたけれども。もう少し幅広く、その少子化対策に取り組んでいるという姿勢を末端の町村部分からPRをしていく必要性がひとつあると思います。それから、国と連携することということは、要するに財政上の問題もありますので、大変難しいことだとは思いますが。私は、極端に言えばですね、急になればいいんですけれども、将来的に日本の国がだんだん亡くなっていく方向に向かっているのではないかなという気もするわけです、将来ですよ。という意味からも、うまく国と連携を取るための働き掛けをする重要性というものをもう少し庁舎内、あるいは町村単位の中からですね、重要な課題として採り上げていってほしいと思います。それから、地域的な視点ということで、この町村として、もっと今まで以上な取り組みが出来ないかと思って要望するわけですが。例えばですね、結婚すれば夫婦二人ですから、少なくとも出生率が2以上なかったら人口が増えていかないわけですね。当然、児童手当にしても3人目以上ということになっているはずですので。例えば、保育所に入れる時にもですね、3人目以上はお金がかからないとか。これもね、町単独ではなかなか出来ないことだとは思いますが。何にも増して大切になってくるような気がするわけですね。もう少し具体的にその辺に切り込んで、今後、考えていけないものなのかどうなのか。それから子育ての中で、今、いじめの問題というのが大変盛んになっていますけれども。私が、前から申し上げているように、今回、芽室ではスクールカウンセラーということで、導入ということ、マスコミにも載っておりますけれども。私は、これを一番最初に新得町で採り上げて新聞の第1面に載せてほしかったわけです。それで何年か前からその取り組みについてはということで、相談していたわけですが。昨年度の予算の中では、先生がカウンセラーを受けに生徒に付き添いして行く時の交通費の半分くらいは出そうということで、まずは第一歩は踏み出して理解を示していただいたわけですが。ほかの取り組み始めた町村から見るとまだまだ足りない部分があると思いますので、十分に学校に行っている子供たちのそういう悩みの、親の悩みでもあるわけですから、もっといろいろに視点を広げて取り組んでいただければと思いますけれども、今後の取り組みについて町長の考え方、いかがでしょうか。

それから次にテーブルマナーのことでもって、振興会を通じて高校生にというお話がありましたので、理解していただいたこと大変喜んでいるわけですが。中学校から町外の高校に行く生徒もいますので、取り敢えず高校が手始めにいいのか、あるいは中学校の方がいいのか、議論が分かれるところでしょうけれども。是非、中学生にも同じような機会を与えていただければ幸いですけれども、いかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいまの出生率の減少ということでありまして。出生率、ご承知のように年々減ってきているようであります。平成5年度では1.46人と聞いておりますし、それが2年経った平成7年には1.43人ということで、だんだん出生率の低下がうかがわれるわけでありまして、特に平成5年度の出生率というのは、全国的に119万人と言われてまして、終戦直後の半分に満たないという大変危機的な、人口の動態から見ると危機的な状況を生んできております。従って、これは極めて国策としても極めて大事な問題ということが言えると考えております。しかしながら、先ほどお話しありました、つい最近、エンゼルプランなるものが打ち出されましたけれど

も。内容見て見る限りでは、いわゆる幼児保育なり、幼児教育の在り方のひとつのプランニングと言うか、考え方と言うんでしょうか、そういう程度の中身でありまして、極めて具体性に乏しい内容であります。そうしたことから、先ほど申し上げましたように、全国町村会においても、もっと総合的、かつ計画的な国策として打ち出してほしいというふうなことを要請しているわけでありまして、それはそれといたしまして、町の方でも若いお母さんがたを対象にして、エプロン座談会というふうなことも毎年度繰り返しているわけでありまして、そうした中でもやっぱり幼児保育の在り方、あるいは子育て支援の在り方について、若いお母さんがたからいろんな意見が寄せられております。そうしたものを少しずつ町の予算の上でも反映しようということで、新年度におきましても若干ながらそうした予算面での手立ても講じていきたいと考えておりますと同時に、町の立場といたしましては企画調整課が全体的な窓口になりまして、保健婦ですとか、あるいは教育委員会ですとか、保健福祉課ですとか、関連する課を横断的に取り巻きながらですね、本町としてそうした子育て支援をより進めていくためにどうしていくかということについての検討をしていきたいと、このように考えているところであります。そうした結果、施策として反映できるものについては、出来るだけ早いうちからそうした方向を検討していきたいと。いずれにいたしましても、今、ここで何点か具体的な提起もあったわけでありまして、そうしたことも含めて総合的な検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） お答え申し上げます。

テーブルマナーの機会でございますけれども、中学生までどうだというようなお話があったわけでありまして、現在、中学生のほとんどが高校に進学をしますので、やはり一番社会人に近い段階が適当でないだろうかというような判断でですね、高校生にプレゼントした方がより実社会でも生きてくるんでないかということで、判断をしたところでございます。それからスクールカウンセラーのお話しがございました。ご理解を得まして今年からそういう相談施設に対する通級と言いますかね、相談に当たったの交通費についての補助をするということで制度化をさせていただいております。まだまだ利用の方は実態としてはあまりないようでございますけれども、大変喜ばれているというふうに学校の方からもお伺いをしているところであります。この後また、どういう形がいいのかですね、国の方でも一定の基準の中で運用をしているというふうなことでございまして、そういった制度に乗るには若干難しい分もあるのかなというふうに思っておりますけれども、幸いにしまして、本町においては目立った不登校、あるいはいじめというのかかわっての問題が、それほどないというふうに思っておりますけれども、これらの状況見ながら、また考えなければならない課題だなというふうに押えておきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） まず1点目の少子化についてですけれども、国策ということで前向きに考えていただけるという答弁ありましたので、最後にひとつ具体的に出した、例えば町内の保育所に入るときに3人目以上はただというぐらゐのニュースソースになるようなことが打ち出せないのかどうなのか。その一点。

それから次に、テーブルマナーについてですけれども、この質問文にもあって、町民還元案内を見てということを書いておいたのはですね、これ担当が学校教育課というこ

とで教育委員会の答弁になってますけれども。現実にはですね、今、サホ口焼酎は年に何回か還元事業行っておりますね。それに似たような形で、例えばもっと、ホテルサホ口のレストランを使えるような機会を増やしたらどうかという意味も含めてのわけなんです。だから、高校生ばかりでなくて、中学生にもそういう機会を与えてもらったら、ホテルだって町民に対しては半額還元ということで行われているわけですので、資金的にはたいしたものではないはずなんです。機会を沢山持って両方に喜ばれるという施策は、これは必要なことだと思うんですけれども。教育委員会でなくて、町長の考えいかがですか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

今、保育料の話、具体的に踏み込んでのご質問であります。最近に至りまして、保育所の保育料を抜本的に改正をするという記事が、過般、新聞で報道がありました。私も、その抜本的な改正なるものがどういう影響を及ぼすのかということが、まだ実は、今、承知をしていない段階であります。従いまして、そうした抜本的な改正の状況を見ながらですね、ただいま、ご質問にあったような観点も含めて、町としての在り方を是非とも検討してみたいと思っております。

それからまた、2点目のテーブルマナーの問題であります。これは、教育委員会の方から高校生に限ってというご答弁したわけですが、これは、高校生はすぐ社会に巣立つわけでありまして、その手前でひとつのテーブルマナーを身につけさせることの方がよろしいのではないかと、それ財源の面も含めてそういう方針を出したわけですが。再度、それを中学生というふうなことでありまして、もう一度再検討してみたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 16番、黒沢 誠君。

[16番 黒沢 誠君 登壇]

16番（黒沢 誠君） 平成8年の最後の質問になりました。私は、町道の危険交差点の早期点検と見直しについて質問いたしたいと思っております。

町内の町道交差点の危険箇所は、私の記憶では4か所ほどあります。先の町長との語る会でも特に学校通、これはいつも私は見直しを図ってくれということをお願いしておりますけれども、この交差点は特に見通しが悪い。早急に見直す考えがあるかどうか、町長の建設的な意見をひとつお願いいたします。以上であります。

[16番 黒沢 誠君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） ただいまの黒沢議員のご質問にお答えしたいと思います。

町道の危険交差点の点検の問題ですが。危険箇所につきましては、ただいまご質問にありましたように何箇所かございまして、可能なところから危険箇所の解消についての地域の要望に順次応えてきたかと思っております。しかし、どうしても地形的になかなか解消の目処を立てるのに難しい所もございまして、そうした点、何点が申し上げてみたいと思うわけですが。まず、本通北3丁目の、いわゆる学校に行く通りの交差点であります。ここは非常に鉄道の踏切から本通まで短い距離の中で8%を超える急な勾配ということで、全町的に見て極めて状況の悪い場所だと。よって、この改良について、かねがねいろんな場面でその改善方についての要請を受けているところであり

ますが。当面、あの交差点につきましては、一つは交差点に面して電柱が視界を遮るといふような悪い状況がございますので、これについての移設を北電に対して、今、要請をいたしております。何とか、交通安全上の観点から、是非、何とか早いうちに移設をしていただきたいということで引き続き要請をしまいたいと思っております。また、本通での停止位置の問題であります。これについても、特に北側の方から車を運転して来られた場合に、どこで停止するかということが明確でないといふふうに地域の皆さんからもお伺いしておりますので、その停止線を明確にして、本通側に明確にしていきたいと思っております。次に、1条仲通の南1丁目の交差点であります。ここも両方とも勾配になっておりまして、大変条件の悪い所であります。しかしながら、今、その勾配を緩和するようになりますと、地域に大きな影響を与えますので、当面は現状維持で安全な走行維持に努力していきたいと思っております。それでそのもう1か所の交通の隘路としては、二条橋付近の場所だと思えます。この三差路にはN O S A Iの新得の家畜診療所が建っております。しかし、このN O S A Iの建物は建設後、非常に長い期間を経過しておりまして、お伺いするところでは十勝で一番古い事務所といふふうにお伺いしておりますので、この改築を十勝N O S A I連合会の方に再々にわたって、今、要請をいたしてきております。いずれそうした改築の時期を迎えるのではないかとと思っておりますので、その折に、是非、移築をしていただきまして、あの三差路の交通の隘路をその際に解消していきたいと、そのように考えております。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 16番、黒沢 誠君。

16番(黒沢 誠君) 北3丁目の交差点の電柱を移設すると、果たしてそれだけであそこが解決するのか、私はそう思わないんです。どうしてかというか、あそこに商店ですから、車、大きい車がしょっちゅう停まります。また、何かクロネコヤマトだかという商売もやっておられるようで、あそこの大型車が停まると、あの店の前に停まると、全然、学校側から降りた場合に見えないわけです。それで、停止位置を見直すと、果たして停止位置を見直すということになると、今、町の駐車場がありますね、あそこをずらすのか、ずらして南の方にちょっと寄るのか、そうすると斜めになった、踏切まで斜めになった道路になりますね。やっぱり、ずらすということにはちょっと、僕はちょっと不可能、やっぱりあそこの1軒、地権者の問題がやっぱりネックになるんでないかなと、このように思うわけです。あれは、いろいろ町計画のまちづくりの町計画の中において、あそこだけが取り残されたということで、僕はあそこを高井商店のところは1軒、何としてでもやっぱりずらすか、後ろに戻って、土地があるわけですから、後ろに下がるか、どうか角切りをやっぱり考えなければ解決できないんでないかなと、このように思うわけです。また、ほかの1条通の、1条仲通のあそこの交差点、今朝も見てまいりましたが。松の木が立ってますね。松の木が非常に両方から見ても、松の木が生い茂ってて、非常に見通しが悪い。僕は、あそこに反射鏡でも付けて、ひとつ何とか改善してはどうかと。また、ほかの共済組合、それから半田商店、ここは反射鏡付いてますから、共済組合の場合は車庫が、今、のけれと言ってもちょっと無理があるのかなと、このようにも思いますので、あそこ反射鏡、今朝、見てまいりましたが、反射鏡は寒いためにぜんぜん曇ってて、冬はまったく役に立たない。そういう状況。ひとつその方が夏はいいですけども、冬場が非常に見通しが悪い。これを何とか改善する何か考えがないかどうか。町長の本当のもうこれをやるというような、思い切ってや

らなければならんというような答弁をひとつお願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

本通北3丁目の学校通の交差点につきましては、ただいま、黒沢議員からご説明のとおり、非常に長い間の懸案の課題であります。あれを抜本的に解決するとすると、考えられることは何点かの方法しかないのが現状ではないのではないのかと思っております。そこでただいま、ご提案のありました住宅のすみ切りなり、あるいは後ろに用地が残っているからその対応と、こういうことなのでありますけれども。それにつきましては、仮にそれをしたと仮定したとしても、冬期間の路面の状態というのは、これ一向に解決しないわけでありまして。私どもも長年の懸案でありますし、何とかあそこを交通安全上の観点から、何とか出来ないかということを検討しているわけでありまして。まだ、これは答えを出したわけではありませんが、特に冬期間の路面の状態を解消するとすると、残された道はやはりロードヒーティングというふうなものも視野に入れて検討する必要があるのかなと、そんな気がいたしております。それにいたしましても、当然、維持費というものも考慮していかなければなりませんし、もうちょっとその在り方をですね、某かの手を加えない限りは、いつまで経ってもあの交差点の危険状況は解消しないわけでありまして。特に冬期間におけるスリップ等の事故が頻発しているとお伺いしておりますので、そうした観点であれをどう考えるか、解決をしていくかという答えを出すしかないのかなと、そんな気がいたしております。それから私、停止位置と申し上げたかもしれませんが。停止線ということでありまして、現状の交差点の状況は変えないで、そのどこで北側から来た時に停まればいいのかというのが明確でないということでありまして、そうした停止線ということでご理解を賜りたいと思っております。それから、1条通の南1丁目の問題であります。これは、ただいま、お話しありましたように育ってきている木との関係で非常に見通しが悪いということでありまして、そうしたカーブミラー、その他を含めて解消策について努力したいと。それからもう一つは、共済組合の所の、NOSA I組合の三差路の問題につきましては、これからも引き続きあの家畜診療所の改築に向けて、私ども関係機関と一緒に努力をしていきたいと思っております。その際には、全く新規の所に移転新築するのか、今の場所でもっと北側の道路寄りにですね、まだスペースを持っているようでありまして、そうした中で移築をするのか、これはこれからの課題でありまして、いずれにしてもそういう時期を迎えると思っておりますから、その際にいわゆるその交通の隘路というものを将来に向かって解消できるような、働き掛けをしていきたいとこのように思っております。

議長（湯浅 亮君） 16番、黒沢 誠君。

16番（黒沢 誠君） 3度目は答弁ありませんので、ひとつ町長の決断をお願いして、質問を終わります。

議長（湯浅 亮君） これにて一般質問を終結いたします。

---

#### 休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、12月12日の1日間、休会することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、12月12日の1日間、休会することに決しました。

---

#### 散 会 の 宣 告

議長(湯浅 亮君) 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(宣告 13時48分)

---

第 3 日

平成 8 年第 4 回  
 新得町議会定例会（第 3 号）

平成 8 年 1 2 月 1 3 日（金曜日）午前 1 0 時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第 2 号）
1		議員定数調査に関する特別委員長報告について
2	議 案 第 6 1 号	帯広市ほか十三町村複合事務組合の共同処理する事務の廃止及び帯広市ほか十三町村複合事務組合規約の変更について
3	議 案 第 6 2 号	帯広市ほか十三町村複合事務組合よりの脱退について
4	議 案 第 6 3 号	帯広市ほか十三町村複合事務組合の伝染病隔離病舎に関する事務の廃止及び帯広市ほか十三町村複合事務組合よりの 6 町村の脱退に伴う財産処分について
5	議 案 第 6 4 号	十勝圏複合事務組合の共同処理する事務の追加及び十勝圏複合事務組合規約の変更について
6	意見案第 16 号	審査結果について
7	陳 情 第 5 号	審査結果について

会議に付した事件

諸般の報告（第 2 号）

議員定数調査に関する特別委員長報告について

議 案 第 6 1 号 帯広市ほか十三町村複合事務組合の共同処理する事務の廃止及び帯広市ほか十三町村複合事務組合規約の変更について

議 案 第 6 2 号 帯広市ほか十三町村複合事務組合よりの脱退について

議 案 第 6 3 号 帯広市ほか十三町村複合事務組合の伝染病隔離病舎に関する事務の廃止及び帯広市ほか十三町村複合事務組合よりの 6 町村の脱退に伴う財産処分について

議 案 第 6 4 号 十勝圏複合事務組合の共同処理する事務の追加及び十勝圏複合事務組合規約の変更について

意見案第 16 号 審査結果について

陳 情 第 5 号 審査結果について



○出席議員（19名）

1 番	吉 川 幸 一 君	2 番	菊 地 康 雄 君
3 番	松 尾 為 男 君	4 番	小 川 弘 志 君
5 番	武 田 武 孝 君	6 番	広 山 麗 子 君
7 番	石 本 洋 君	8 番	能 登 裕 君
9 番	川 見 久 雄 君	10 番	福 原 信 博 君
11 番	渡 邊 雅 文 君	13 番	千 原 葉 正 博 君
14 番	宗 像 一 君	15 番	竹 浦 隆 君
16 番	黒 沢 誠 君	17 番	森 清 君
18 番	金 沢 静 雄 君	19 番	高 橋 欽 造 君
20 番	湯 浅 亮 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄 君
教育委員会委員	長	高 久 教 雄 君
監 査 委 員		吉 岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	高 橋 一 郎 君
収 入 役	川 久 保 功 君
総 務 課 長	佐 藤 隆 明 君
企 画 調 整 課 長	鈴 木 政 輝 君
税 務 課 長	渡 辺 和 雄 君
住 民 生 活 課 長	村 中 隆 雄 君
保 健 福 祉 課 長	高 橋 昭 吾 君
建 設 課 長	常 松 敏 昭 君
農 林 課 長	小 森 俊 雄 君
水 道 課 長	西 浦 茂 君
商 工 観 光 課 長	清 水 輝 男 君
児 童 保 育 課 長	長 尾 直 昭 君
屈 足 支 所 長	貴 戸 延 之 君
庶 務 係 長	武 田 芳 秋 君
財 政 係 長	阿 部 敏 博 君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博	君			
学	校	教	育	課	長	秋	山	秀	敏	君
社	会	教	育	課	長	高	橋	末	治	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	赤	木	英	俊	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	富	田	秋	彦	君
書			記	広	田	正	司	君

---

## 開会の宣告

議長（湯浅 亮君） これより本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手元に配布したとおりであります。

（宣告 10時01分）

---

## 諸般の報告

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手元に配布したとおりでありますので、ご了承願います。

---

## 日程第1 議員定数調査に関する特別委員長報告について

議長（湯浅 亮君） 日程第1、議員定数調査に関する特別委員長報告についてを議題といたします。

本件に関し、特別委員長から報告を求めます。議員定数調査特別委員会委員長、吉川幸一君。

〔議員定数調査特別委員会委員長 吉川幸一君 登壇〕

議員定数調査特別委員会委員長（吉川幸一君） ご報告を申し上げる前に、一言お礼を申し上げます。私のつたない進行の下で、調査特別委員会を設置いたしましたけれども、皆様がたのご協力によりまして、本当に素早く結論を出ささせていただきましたことを本当にありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。また、菊地副委員長を中心に、この報告書を作成していただきましたけれども、この報告書を朗読をもって報告をさせていただきます。

特別委員会調査報告書。平成8年9月24日第3回定例町議会において本委員会に付託された事件について、調査の結果、次のとおり決定しましたので町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。内容。本委員会は、議員の定数について、率先して国を挙げて取り組んでいる行財政改革の一翼を担い、かつ、人口が8,000人を切った現状を勘案して、その適正定数を検討するため、議長を除く全議員で構成する議員定数調査特別委員会として調査、審議をいたしました。調査経過は、地方自治法第91条に定められた議員定数は22人であるが、昭和57年に条例改正を行い二人減員した。その後、平成6年に定数削減の陳情が出された際には、3月末人口は8,010人であったが、住民全体の代表者として活動し議会機能を最大限発揮しうる必要性があることを理由に、条例定数20人維持が妥当とされた。この度、町内世論の聴取と管内状況や平成7年国勢調査人口7,822人に減った現況、議員一人当たりの住民人口等の検討を行い、新得町においては、ここ2回の選挙で新人の進出もめざましく、他町村に比べ議会の活性化も進んでいる状況から、定数維持が妥当との意見も強い中、4回にわたって慎重審議を重ねた結果、平成8年12月11日、最終結論を得たものである。調査結果といたしまして、本委員会は、賛成多数により定数削減が妥当であるとされ、続いて挙手による採決の結果、賛成多数により法定定数を4人減じて18人が妥当であると決

定をした。理由といたしましては、国内経済は構造不況による景気の低迷からようやく上向きに転じようとする気配を見せてはいるが、わが町の企業にとってははまだ先行きの不透明な中で厳しい状況におかれ、リストラを断行中のところも多いと思われる。その上、国においても240兆円を超える支払不可能な程の赤字国債を発行済みで、企業以上の厳しい行財政改革を迫られ、鋭意取り組んでいるところである。住民の代表である地方議会議員で構成する議会は地方公共団体の意思決定機関であり、その定数は人口を基礎に地方自治法で定められてはいるが、管内の議員定数や人口状況、景気の動向から、その厳しさを率先して受け止め、町の行財政に取り入れていく必要性を痛感し、定数を削減するものである。なお、議員一人当たりの住民人口の管内平均約500人に近づけること、議員一人ひとりが住民の代表者として十分活動し、議会がその機能を最大限発揮できる人数を確保して住民の期待に応え得る人数にすること、議会運営上、偶数が望ましいことなどから、現行定数より2人減の18人と結論づけるものである。

以上でございます。

[ 議員定数調査特別委員会委員長 吉川幸一君 降壇 ]

議長(湯浅 亮君) 本件について質疑、討論を省略し、ただちに採択いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

本件に関する委員長の報告は、法定定数を4人減じて、18人とするものであります。本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、本件については委員長の報告のとおりと決しました。

---

日程第2 議案第61号 帯広市ほか十三町村複合事務組合の  
共同処理する事務の廃止及び帯広市ほか十三町村複合事務組合  
規約の変更について

議長(湯浅 亮君) 日程第2、議案第61号、帯広市ほか十三町村複合事務組合の共同処理する事務の廃止及び帯広市ほか十三町村複合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、高橋昭吾君。

[ 保健福祉課長 高橋昭吾君 登壇 ]

保健福祉課長(高橋昭吾君) 議案第61号、帯広市ほか十三町村複合事務組合の共同処理する事務の廃止及び帯広市ほか十三町村複合事務組合規約の変更についてご説明いたします。

次のページをご覧くださいと思います。

提案理由といたしまして、帯広市ほか十三町村複合事務組合規約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議決を経ようとするものです。本件につきましては、現在、本町を含む14市町村が、帯広市ほか十三町村複合事務組合で共同処理しております伝染病隔離病舎の設置及び管理運営に関する事務について、平成9年4月1日から十勝管内全市町村で構成いたします十勝圏複合事務組合で共同処理することの

協議が整いましたので、当該事務を帯広市ほか十三町村複合事務組合の共同処理事務から廃止するため、組合規約の一部を変更しようとするものでございます。別紙の資料をご覧くださいと思います。資料1につきましては第3条関係、資料2につきましては第16条関係の規約変更の新旧対照表でございます。それぞれアンダーラインの部分が、今回、削除となるものでございます。条例本文の説明につきましては、省略をさせていただきます。附則としまして、この規約は、平成9年4月1日から施行しようとするものでございます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

[保健福祉課長 高橋昭吾君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第62号 帯広市ほか十三町村複合事務組合よりの脱退について

議長(湯浅 亮君) 日程第3、議案第62号、帯広市ほか十三町村複合事務組合よりの脱退についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、高橋昭吾君。

[保健福祉課長 高橋昭吾君 登壇]

保健福祉課長(高橋昭吾君) 議案第62号、帯広市ほか十三町村複合事務組合よりの脱退についてご説明いたします。

裏をご覧くださいと思います。

提案理由といたしまして、帯広市ほか十三町村複合事務組合よりの脱退の協議について、地方自治法第290条の規定により、議決を経ようとするものです。本案につきましては、帯広市ほか十三町村複合事務組合の共同処理事務中、伝染病隔離病舎の設置及び管理運営に関する事務を廃止することに伴い、当該事務のみを共同しております本町は、平成9年4月1日から帯広市ほか十三町村複合事務組合を脱退しようとするものであります。なお、帯広市ほか十三町村複合事務組合を構成しております14市町村のうち、当該事務の廃止に伴い、組合を脱退いたしますのは、鹿追町、新得町、清水町、忠類村、大樹町及び広尾町の6町村であります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

[保健福祉課長 高橋昭吾君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第63号 帯広市ほか十三町村複合事務組合の  
伝染病隔離病舎に関する事務の廃止及び帯広市ほか十三町村複  
合事務組合よりの6町村の脱退に伴う財産処分について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、議案第63号、帯広市ほか十三町村複合事務組合の伝染病隔離病舎に関する事務の廃止及び帯広市ほか十三町村複合事務組合よりの6町村の脱退に伴う財産処分についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、高橋昭吾君。

[保健福祉課長 高橋昭吾君 登壇]

保健福祉課長（高橋昭吾君） 議案第63号、帯広市ほか十三町村複合事務組合の伝染病隔離病舎に関する事務の廃止及び帯広市ほか十三町村複合事務組合よりの6町村の脱退に伴う財産処分についてご説明いたします。

裏をご覧いただきたいと思います。

提案理由といたしまして、帯広市ほか十三町村複合事務組合の伝染病隔離病舎に関する事務の廃止及び6町村の脱退に伴い、財産処分するものでございます。本案につきましては、帯広市ほか十三町村複合事務組合の共同処理事務中、伝染病隔離病舎の設置及び管理運営に関する事務の廃止及び鹿追町、新得町、清水町、忠類村、大樹町及び広尾町の脱退に伴い、帯広市ほか十三町村複合事務組合が所有する一切の財産を、別紙協議書のとおり十勝圏複合事務組合に帰属させようとするものであります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

[保健福祉課長 高橋昭吾君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第64号 十勝圏複合事務組合の共同処理する  
事務の追加及び十勝圏複合事務組合同規約の変更について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、議案第64号、十勝圏複合事務組合の共同処理する事務の追加及び十勝圏複合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、高橋昭吾君。

[保健福祉課長 高橋昭吾君 登壇]

保健福祉課長（高橋昭吾君） 議案第64号、十勝圏複合事務組合の共同処理する事務の追加及び十勝圏複合事務組合同規約の変更についてご説明いたします。

次のページをご覧くださいと思います。

提案理由といたしまして、十勝圏複合事務組合同規約の変更協議について、地方自治法第290条の規定により、議決を経ようとするものです。本案につきましては、現在、本町を含む14市町村が、帯広市ほか十三町村複合事務組合で共同処理しております伝染病隔離病舎の設置及び管理運営に関する事務について、新たに6町を加えた20市町村で共同処理する協議が整いましたので、十勝管内全市町村で構成いたします十勝圏複合事務組合の共同処理事務に追加するため、組合同規約の一部を変更しようとするものであります。別紙の資料をご覧ください。資料1につきましては、第1条と第4条に關します規約変更新旧対照表でございまして、アンダーラインの部分が条文の追加と整理される変更部分でございまして、資料2につきましては、第14条關係の規約変更新旧対照表でございまして、アンダーラインの部分が追加となるものでございまして、条例本文の説明につきましては、省略をさせていただきます。附則といたしまして、この規約は、平成9年4月1日から施行し、伝染病隔離病舎の移転改築に伴う用地の取得につきましては、帯広市が負担するものでございまして、

よろしく、ご審議をお願いいたします。

[保健福祉課長 高橋昭吾君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより議案第64号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 意見案第16号 季節労働者の雇用と生活安定を  
求める意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第6、意見案第16号、季節労働者の雇用と生活安定を  
求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。委員長の報告書説明は、会議規則  
第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

議長（湯浅 亮君） 本件について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長の報告どおり決する  
ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、本件は委員長報告どおりとすることに決しました。

---

日程第7 陳情第5号 芝のサッカー場建設に関する陳情書

議長（湯浅 亮君） 日程第7、陳情第5号、芝のサッカー場建設に関する陳情書に  
ついてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。委員長の報告書説明は、会議規則  
第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

議長（湯浅 亮君） 本件について質疑はございませんか。13番、千葉正博君。

13番（千葉正博君） 芝のサッカー場について、このことについては早期着工を望  
む一人でありますけれども。この附帯事項における点についてお伺いしたいと思うん  
ですけれども。特に、場所の指定というか、この部分が載っているわけですが。私  
は、サッカー場の早期着工は望む、そしてその陳情に対しては十二分理解できるわけ  
ですけれども。場所の指定までの陳情というものは、いかがなものかと。特に、この場所



の指定を削除を求めまして、この陳情書に対しては、反対を申し上げたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 関連になれば、1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） 関連なんですけれども。検討された時にですね、この附帯事項3点ございますけれども、このものをですね、全部理解した上で採択をされたものかどうか。また、検討事項をこの附帯事項、検討事項としてですね、このサッカー場建設に関する陳情書だけで、採択されたのかをお聞きしたいなと思っております。

議長（湯浅 亮君） 文教福祉常任委員長、石本 洋君。

文教福祉常任委員長（石本 洋君） 今、お二人の方から芝のサッカー場建設に関する陳情書の採択の結果について、質疑がございました。それで文教福祉常任委員会の協議の中でも、附帯事項が問題になりました。しかし、6月に提出されましたサッカー場の早期建設に関する陳情書の中には本文の中にそういった事項が載せられておまして、それは不相当だということで、陳情者との間で意見交換を行った形の中で、新たに陳情をしたいと、従来の陳情書を取り下げたいと、こういったような経過がございまして。その結果ですね、主題としてサッカー場の建設を1日も早く着工させていただきたいというところに注目をいたしまして、そのことについて採択をしよう。附帯事項については、過去の経過からみて陳情者の主意ではないというふうに判断をして、その分についてはこの陳情採択、不採択の対象にはしておりません。そういうことでご質疑の点、ごもっともでございますけれども、過去における陳情取り下げ、新たなる陳情とこういったような経過を踏まえて、採択ということにいたしました。以上です。

議長（湯浅 亮君） 委員長から審議の内容についてですね、ご説明があったわけがありますけれども。質疑がございましたら発言を許します。13番、千葉正博君。

13番（千葉正博君） 陳情書の趣旨からいえば、ここの附帯事項については文教の中では認めてないということですが、この陳情書自身の趣旨から言えば、これ全体が陳情書として上がってきているわけですから、ここの部分は取り入れるけど、こっちは部分は取り入れられないと、そういう趣旨にはならないと思います。よって、そういうことであるならば、陳情者に対して取り下げしてもう1回出してもらおうというのが筋だと思いますので、その点をどのように考えておられますか。

議長（湯浅 亮君） ほかにございますでしょうか。

18番（金沢静雄君） サッカー協会とは、私どもいろんな意味で密接な関係にございます。従って、この陳情書の提出についても、いろいろと相談を受けた次第でございます。そこで前回出された陳情書を撤回し、そして改めて提出されて、文教委員会においては採択となったわけですが、前回提出された文案と、今回の文案との中身の比較は、今、説明あったとおりでございますが。趣旨とするところは、大同小異であると、私は認識しておったわけですが。そもそもその陳情書を出した根拠は何か、根拠は何か。それは、平成8年度の当初予算の時の教育委員長の教育行政に対する方針の中で、サッカー場の建設についても具体的な用地を検討するとなっているのでございます、本年度。これが文案の根拠なんでございます。従って、そういう教育委員長の方針の発言がなくて、その中でサッカー協会が、是非、早くサッカー場を造ってくれというのであれば、今、いろいろ論議のあったとおりだろうと思うんでございます。しかし、教育委員長は、はっきりとサッカー場建設についても具体的な、具体的な建設用地を検討しますよということを施政方針の中で明らかに言ってるわけでございます。あの陳情書というのは、この教育委員長の方針にのっとってというか、それを根拠として

出した陳情書なんでございます。従って、あそこに附帯条件の中にそれがあって、これはサッカー協会の願望として当然なことなんであります。以上です。

---

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をさせていただきます。

（宣言 10時28分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 11時46分）

---

議長（湯浅 亮君） 文教福祉常任委員会委員長、石本 洋君。

文教福祉常任委員長（石本 洋君） 芝のサッカー場建設に関して、いろいろと疑問を生じておりますが、この際、明確にさせていただこうと思っております。文教委員会で採択とした趣旨は、あくまでも陳情者の陳情の主意に注目をした結果であります。従って、附帯事項はあくまでも陳情者の日常の希望を述べただけのことというふうに理解して、採択の対象にはしておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） ほかにご意見はございませんか。13番、千葉正博君。

13番（千葉正博君） 確認いたします。要するに、芝のサッカー場に関する陳情書は、本文のみということでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 文教福祉常任委員長、石本 洋君。

文教福祉常任委員長（石本 洋君） そのように理解しております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

議長（湯浅 亮君） これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成8年定例第4回新得町議会を閉会いたします。

（宣告 11時48分）

---